

平成20年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成20年5月28日

午前 9時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 後期高齢者医療制度との関係で国保について伺う …………… 若 井 敏 子議員
- 2 アウトレットモール事業者に徹底指導を…………… 若 井 敏 子議員
- 3 地域医療を守るために…………… 若 井 敏 子議員
- 4 介護・福祉職場の人材育成に支援を…………… 若 井 敏 子議員
- 5 火災報知器の設置条例と無料設置について…………… 若 井 敏 子議員
- 6 竜王町補助金の見直し検討について…………… 山 添 勝 之議員
- 7 職員の人事異動について…………… 山 添 勝 之議員
- 8 アウトレットモール開店後の国道477号の渋滞対策について 山 添 勝 之議員
- 9 アウトレットモールの周辺管理について…………… 山 添 勝 之議員
- 10 アウトレットモール開店後の善光寺川への汚水流出について… 山 添 勝 之議員
- 11 岡屋地先県有地についての取り組み状況を伺う…………… 村 田 通 男議員
- 12 株雪国まいたけの工場建設の見通しについて…………… 蔵 口 嘉 寿 男議員
- 13 町内の医療機関の充実について…………… 山 田 義 明議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	副町長	勝見久男
教育長	岩井實成	会計管理者	青木進
総務政策主監	小西久次	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫	総務課長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	松瀬徳之助	健康推進課長	竹内健
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信	生涯学習課長	村井耕一

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午前9時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、去る5月23日の本会議で、議第38号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の質疑において、若井敏子議員より質問のあった事項の回答について、山添住民税務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） 去る5月23日の本会議におきまして、若井敏子議員さんからのご質問のありました竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、回答させていただきます。

小中学生の完全無料化をとするならば、どのぐらいの費用が必要なのかというご質問でございますが、入院の分につきましても実績がなく、近隣の入院無料化を実施している市町の実績を参考に積算をさせていただいている状況でございます。

また、小中学生の通院にかかる医療費を推計とするならば、対象者としては少数になりますが、国民健康保険事業加入者からの実績を元にして積算いたしますと、通院の分の医療費総額が2,550万円、このうちの3割の765万円という数字となります。しかし、対象者が少ないことから推計値の信頼度も低く、これ以上の費用になる可能性が大であるというふうに考えます。

次に、平成17年度より実施しております65歳から69歳の福祉医療費助成事業の縮小に伴います、その経年の変化につきましてのお尋ねでございますが、平成16年度では対象者が468人、2,976万5,000円の助成でございます。17年では対象者が227人で3,008万7,000円、平成18年度では対象者が136人で1,390万9,000円、平成19年度の決算見込みでございますが、対象者が83人で890万9,000円でございます。ピーク時と比較いたしますと、対象者では385人の減、助成額では2,117万7,000円の減でございます。

次に、中学生までの医療費の完全無料化についてのご質問でございますが、現時点では、就学前の乳幼児等の無料化および小中学生の入院費用の無料化への取り組みをさせていただくものでございますが、そのことに要する経費も推計の段

階でございます。今後の実績数値を見極めながら、検討をしていく必要があるというふうに考えております。

なお、制度充実に関する基本的な部分につきましては、町長より回答をしていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、若井議員さんからのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 今回提案させていただいております竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、就学前の児童の自己負担の無料化と小中学生の入院医療費の助成事業の追加であります。

議員より、中学生卒業までの子どもの医療費完全無料化についてご質問であります。少子高齢化対策として完全無料化という選択肢もあるわけですが、町の今後の財政状況や近隣の状況、さらには医療費の動向も勘案する中で、さらに検討を加え、慎重に判断すべきであると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（寺島健一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に、要旨のみお願いいたします。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問をお願いします。

それでは、11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 質問をします。今期の定例会は、6月の町長選挙との関係で早まっているわけですがけれども、この議会の一般質問は、どういうわけか5人の議員が13問という、質問をする人も非常に少ないですし、質問そのものの数も非常に少ない中で、今日、一般質問になったわけですが、それが、町長がもう辞められるのだから何を言ってもしょうがないという発想で質問しておられない方がもしあるとしたら、それは大きな間違いだなというふうに思っているということと、私的に言えば、平成3年から議員をしているわけですがけれども、今の町長とは平成7年から一緒に議会2期と1年、9年務めてきまして、でも、その後、町長になられて1期、町長と議員という立場は変わりましたがけれども、一緒に竜王町の行政運営についていろいろな場面でお話してきたと、そういう経過もあり

まして、町長に質問するのはこれが最後だということもあって、5つの質問を出しているわけですが、どの場面でも町長の最後の意見を聞かせていただくつもりをしておりますので、準備をしてお待ちいただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度との関係で、国保の問題についてお伺ひしたいと思います。後期高齢者医療制度につきましては、本当に連日、テレビやマスコミで取り上げられて、特にその撤回を求めるという行動が全国的に広がっていますし、お医者さんの批判が非常に厳しく、もう廃止しかないのだというご意見がたくさん出されています。

この状況にあって、この制度の改善なんていうようなことは言っていられないわけですが、現状をお伺ひするとともに、当面の問題点について質問していきたいと思ひます。

まず、この後期高齢者医療制度ができた関係で、健康保険などに加入していた扶養の家族は、75歳にならない家族について国民健康保険に入らなければならないというふうになっていますが、この4月からスタートしたこの制度ですが、この対象の方々がきちんと国保の加入手続きを済まされているのかについて、お伺ひしたいと思います。

次に、この後期高齢者医療制度ができたことによる国民健康保険への影響について、お伺ひしたいと思います。後期高齢者医療制度の4月からの導入によって、後期高齢者の医療費を現役世代の各医療保険で支えるということで、「後期高齢者支援金」というものが創設がされておまして、この支援金は、国保については国保会計から出すことになっているわけですが、この国保会計にどんな影響を与えているのかということについて、数字的な部分も含めてご説明をいただきたいと思ひます。

3つ目ですが、もう既に国民健康保険の会計全体に予算も出されているところですが、どんな影響が具体的にあるのか。この制度ができたことによって、町が持ち出している事務費ですとかシステム料などの費用が、その内訳をお示しいただきたいと思ひます。

4つ目ですが、74才までの方の健診については、何パーセント健診したのかということで、ペナルティがあるというふうに聞いておりますけれども、そのないうちについてお伺ひし、今日までの健診の受診状況と、この制度ができてからの今後の対策についてお伺ひしたいと思います。

国保加入者の皆さんの健診も、自己負担なしにする場合、町としてどれだけの負担が必要かをお伺いしたいと思います。今まで国保の加入者の健診は無料だったわけですが、今期の予算で説明があったように、国保加入者にも1,000円の自己負担をしていただくということが提案されておまして、それは予算的には決定しているわけですが、その負担を町が持つとしたら、どれだけの費用が必要なのかということをお伺いします。

国保の加入者が自己負担なしで健診を受けるということができるということになると、受診率の向上も期待できますし、先にペナルティがあるということをお申しましたけれども、そのペナルティの対策ということとか、あるいは医療費そのものを抑制する効果があるのではないかと思うわけで、国保加入者の無料健診の実施をそういう意味で願うものですが、これについてのご所見をお伺いしたいと思います。

5つ目ですが、国保の加入者から、この後期高齢者医療制度ができて以来、苦情ですとか質問ですとか、そういったものが寄せられているというふうに聞いているところですが、どんなものが寄せられているか、その内容についてお伺いしたいと思います。以上、後期高齢者医療制度との関係で、国保について5点の質問をいたします。よろしくお願いたします。

**○議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** ただいま若井敏子議員さんから、後期高齢者医療制度との関係で国保についてご質問をいただいております。5点にわたりまして質問をいただいておりますので、順を追ってお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、健康保険などに加入されていた扶養家族の方が国民健康保険に入らなければならない方についてのご質問であります。健康保険などの本人健保であった方が後期高齢者医療制度によりまして後期高齢者医療制度の被保険者へ移行されることにより、その扶養家族の方は保険を失うこととなりますから、家族の保険、あるいは国民健康保険などの保険に加入していただく必要がございます。

なお、この加入手続きにつきましては、従前に加入されておられます健康保険組合の方が、該当者に対しまして手続きにつきまして指導を行うこととなっております。なお、現在までに後期高齢者医療制度により竜王町の国民健康保険にご加入いただきました方は、4名様でございます。

2点目の後期高齢者の医療費を現役世代の各医療保険で支える後期高齢者支

援金が、国民健康保険会計にどのような影響をあたえているかとのご質問であります。後期高齢者医療制度における後期高齢者と現役世代の費用負担につきまして、世代間の負担の公平を維持するために、人口の構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、負担割合を変えていく仕組みが導入されております。

ご質問の国民健康保険会計への影響であります。竜王町国民健康保険に加入していた老人の方の医療費については、老人保健拠出金として平成19年度では約1億2,600万円を拠出したしております。これが後期高齢者支援金に変わり、平成20年度の見込み額では約1億700万円を見込んでおるところでございます。後期高齢者支援金としては従前の老人保健拠出金とあまり変わらない金額となっております。

本来でございますと老人保健拠出金を大きく下回り、後期高齢者医療制度へ移行されました方の国民健康保険税分が減少していくとの試算であります。竜王町の場合、老人の方の医療費が国あるいは県の平均より低いことから、後期高齢者支援金での効果は出ておりません。これらも含めまして、今回、国民健康保険税の改正をお願いしたところでございます。

3点目では、後期高齢者医療制度により国民健康保険会計で支出した費用の内訳についてのご質問でございます。主にシステム改修費でございます。改修費として1,534万5,000円の支払いを行っております。これに対しまして国等からの補助金といたしまして、当初250万円の補助金、追加といたしまして凍結等の改正分を含めましてのシステム改修追加補助金として493万4,000円、合計いたしますと743万4,000円の補助金でございます。差額の791万1,000円につきましては、一般会計からの繰り入れをお願いいたしておるところでございます。

4点目でございます。特定健診の国のペナルティの内容、また健診の受診状況と今後の対応につきましてのご質問でございます。特定健診の国のペナルティの内容になりますと、健診あるいは保健指導の実施を円滑に進めていくために、医療保険者の実施状況の成果について一定の評価をした上で、後期高齢者医療制度に対する医療保険者の支援金の負担について、10%の範囲内で加算や減算を行う仕組みになってございます。

実際には、第1期の医療費適正化計画が終了した翌年に評価するとされておりますこと、加算・減算の具体的な発動は、平成25年度ぐらいからとなると見

込んでおるところでございます。なお、その要件・効果等の具体的な仕組みに関しては今後検討されていくというふうに思っております。

次に、健診の受診状況でございますが、40歳から74歳までの受診状況といたしましては、平成17年度では受診者数は379人・受診率は18.8%、平成18年度では受診者数は356人・受診率は18.0%、平成19年度で受診者数は383人・受診率は19.6%となっております。

今後の対応につきましては、特定健診・特定指導につきまして、竜王町特定健康検査等実施計画を作成いたしまして、平成24年度までの5年間の計画を作成いたしております。この中の計画目標の受診率といたしまして、平成20年度は30%、平成21年度は40%、平成22年度は50%、平成23年度は60%、最終年度の平成24年度は65%の目標に向け努力してまいりたいと考えております。

また、「国保加入者が自己負担なしで受診できる場合の負担額」のご質問ですが、実施計画書で試算いたしますと、平成20年度では57万6,900円、平成21年度では75万9,600円、平成22年度では93万8,000円、平成23年度では1,11万1,200円、平成24年度では1,18万9,500円の金額となります。議員ご質問の健診無料につきましては、今後の受診率や近隣市町の動向を見る中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

最後の5点目でございますが、国保の加入者からの苦情・質問等につきましてのご質問でございますが、平成20年度より国民健康保険被保険者証につきましてカード化になりました。このことにつきまして、小さく薄い、もっと丈夫なものにしてほしい、保険証のケースがほしいというような要望もいただいております。このことにつきましては、他の市町の動向も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんからのご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** すべての質問に答えていただいているところですが、そのほかでいくつか確認をしておきたいと思う点があるのですけれども、まず、健保などの扶養家族で75歳にならない人たちが国保に入らなければならない人は、今手続きしているのは4人という話でしたけれども、これで全部なのでしょうか。事務は健保組合の方が手続きは指導することになっているのだという

話ですけれども、現状で保険のない人ができているという可能性は、この数字を聞いたらあるのではないのかなと思うのです。

息子がどこかの会社に勤めている、だからその扶養になっている75歳までのお父さんとかお母さんですが、4人ぐらいなのかなと。これを掌握する方法はないのでしょうか。これはやはりきちんと掌握をしてもらって、健保の方がする仕事だということではなくて、国保にも入っていない無保険の状態になっているような人がないのかどうかということは、いろいろな手段できちんと調査をしてもらって、きちんと手続きをされるように、これは勧めてほしいなと思いますので、そのことについて改めてお伺いをしたいというのが1点です。

後期高齢者の支援金ですけれども、今までの老健の拠出金と金額的にはそんなに変わらないし、国保税も引き上げたのであまり問題がないような答弁ではあったのですけれども、この支援金というのは、今後どういう条件があれば増えるのかというのが2点目です。

それから、国保加入者の健診の今後の予定ですけれども、ペナルティのことも併せて聞いているわけですが、現状、17年・18年・19年が18%・19%だったものを、20年度は30%からそれぞれ10%ずつ引き上げていく。24年には65%まで到達するという健診の計画を持っているのだというお話でしたけれども、費用の負担をしてもらってこれだけ受診率を引き上げるというのは、かなり難しいことではないのかなと思うのです。もちろん、状況に応じて計画の見直しということも当然考えていただいているところかと思うのですけれども、やはり健診というのは本当に大事なものであるということは認識しても、やはり費用を持たないといけないのかということになると、やはり一歩引いてくるものがあるのではないかなと思うと、金額を聞けば57万円・75万円・93万円・111万円・118万円という金額なので、やはりこれはぜひ無料で進めていくということで取り組んでいていただきたいと思いますので、これについて改めて確認をしておきたいと思います。

システムなどの費用負担ですが、これはもう本当に納得できないところですね。この制度は国が導入し、保険料の徴収は市町村に任せておいて、そして、そのためのシステム等の費用は、1,534万円もかかっているのに753万円しか国は出さないと。791万円は町が持ち出してお金を集めさせていただかなければならないというふうなこの制度は、やはり市町村に渡すのだったら、それだけの費用負担もきちんと国がしろと。

これも聞くところによりますと、当初からあと追加で出たということで、もともとはやはり250万円しか出すつもりをしてなかったのかなというふうに思うと、一層腹立たしいところで、地方財政はどこも厳しい中で、こういう制度を国が導入するわけですから、それにふさわしい財政的な支援を国はきちんとするよということは、これは声もあげてもらわないといけないし、本当に791万円もあれば、国保の人にも後期高齢者の加入の人にも、あのカードのケースはよほど丈夫なものが、この費用ですぐにでも送れるのではないのかなと思うのです。そういうことも広域連合の方では何もしないで、費用の負担も市町村で持つというのは、これはやはりひどい話なので、これについては、きちんと国に意見を上げるということも含めて、黙っていたらいけないというところで対応をお願いしたいと思います。

先に質問したことに関わっての質問は以上ですけれども、特に後期高齢者医療広域連合につきましては、町長も竜王町を代表して議会に行っていたいますから、本来この制度そのものについての町長の見解ですとか、広域連合の中でどういう議論がされてきて、その中で自分はどういう意見を言っているのか。議事録を見せてもらえば済む話なのですけれども、こちらもそういう議事録を見て、ここの質問席に立っていませんから、ぜひ町長自身の方から紹介もしていただいて、この制度に対する見解と、竜王町としてこの制度を進めていく、今のところは進めていかざるを得ないわけですから、進めていく上での町としての基本的な考え方を町長からお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** ただいま若井議員さんから追加質問をいただきましたので、ご回答させていただきます。

まず、1点目の社会保険「後期高齢制度」の実施によりまして、その本人健保でございます75歳以上の方が後期高齢に移られて、その家族の方が国保なり他の保険に加入をする必要があるということで、竜王の場合、4月に始まってから今日まで4名の方の届けをいただいているところでございます。

議員仰せのとおり、完全にその方が加入をされているかという部分につきましては、国保を担当しております町といたしましての把握につきましては困難であるというわけございまして、健康保険組合さんの方からその該当者についてのご指導をお願いする方法しかないというふうに考えております。

ただ、後期高齢の本人健保であるという情報を、連合会から通じまして、これ

から賦課をさせていただきます7月の後期高齢には、社会保険の方に、あるいは扶養ということで、普通徴収なり特別徴収の関係の人数が出てくるわけですので、その辺で把握ができれば、私の方からも、もし該当者がおいでになるようでしたら把握に努めさせていただきたいなというふうに考えております。

それと、支援金の関係のご質問でございますが、支援金が今後増えていくような要因はどのようなものがあるかというものでございますが、これにつきましては、先ほど健診の受診率の目標がございました。それを達成されない場合につきましては、10%を上限にしての割合で、達成されてなければ1割、その分が今までよりも増えるという要因が1つあるというふうに考えられます。

もう1つは、4点目の健康保険の特定健診の実施でございます。平成20年度は30%を目標にさせていただいておるところでございますけれども、今現在19.6%ということで、その目標値について達成の考え方はということでございますが、従来の住民健診におきましては、集団健診のみをもちまして受診をいただいていたところでございますが、今回の特定健診におきましては、医師会さんの方もご協力をいただきまして、特定健診の受診につきまして、医療機関でも受診をいただけるということでございまして、近くの医療機関の方で、こちらから受診票を発送させていただきますので、それを持参いただきますと健診を受けていただけるということで、機会が間近にと言うか、集団健診のみならず医療機関でもしていただけるということで期待をしているところでございます。

それと、最後のシステム改修で19年度は1,500万円ほど支出をさせていただいたうち、あと不足する部分につきましては一般会計からの繰り入れのお願いをし、負担軽減に努めさせていただいているところでございまして、当初、議員仰せのとおり、250万円ぐらいしかシステムについての補助がなかったわけでございますが、システムそのものについての改修が大変複雑なものでございまして、町村会等も通じまして、町の方からも補助の状況について、国の方も応えていただく中で、追加での補助もいただいているということで、議員仰せのとおり、その市町村の財政につきましての状況につきましても、今後も要望させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、5点につきましての質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員さんの質問でございますが、後期高齢者の問題

でございます。

当初から、広域連合が立ち上がりの時から自分も参加をさせていただきました。昨今になりまして、非常に全国的にえらい問題ではないかというようなことが浮上してまいりまして、現在、「後期高齢者」という名称も悪い、括弧書きで「長寿保険制度」というような、またいろいろな課題になっております。

こういったことで、我々も今日までの委員会の中で、この制度につきましては十分議論をしまいたるところでございますが、もう私が申すまでもなく、昨今は少子高齢化というような時代でございます。高齢者は増える、後押しをしてくれる者が少ないというようなことでは、これは保険も成り立たないというわけでございます。

そしてまた、後期高齢者が医療にかかる度合いも多くなり、また医療費も高いということで、国の方ではこのようなことではいけないということで、こういう制度が求められたものと理解をしておりますし、また私も後期高齢の一員であります。それを年金から引き落としをするというような話が出てまいりまして、えらいことをしてくれるのだなという当時の思いでございましたが、振り返りますと、なかなか国もこういう制度を持っておられるのも無理なことではなかろうかなど、このように自分としては判断をしてきたところでございます。

そういったところで、やはり議会の方といたしましても国の方に、この問題につきましては、すべての事項について要望をしておるところでもございます。制度的な事項につきましてはなかなか要望のとおりにはいかないことはありますが、見直すべき事項は、今後強く要望していくということになっておるわけでございます。

この会議ごとに、この制度については非常に皆さん方からいろいろなご意見も出ておるということでございます。そういったことが、先ほども説明がありましたように、我々の地方にしわ寄せが回ってくるわけで、それでは、我々の地域ではこの支援策をどう考えたらいいのかということでございます。

しかし、これにつきましては、やはり町の体力の相応した支援策を考えていかなければ、ただ国から町でこれだけの支援をしていくということはよくわかるのですけれども、なかなかそういう町の体力をにらみ合わせながら、そういうことの支援も十分考慮していかなければならないと、このように思っておるところでありますので、私といたしましても、こういう制度につきましては、やはり国にもっと強く要望していく必要があるということをおもっておるところでございます。

すので、ご理解を賜わりますように、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（寺島健一） 若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 改めて質問したいのですけれども、支援金が増える要因ということで質問しましたところ、そのペナルティの10%範囲内、1,000万円ぐらいなのかなという話だったのですけれども、もともとの高齢者の医療費総額が増えてきたら40%上がりますから、だからそれも大きな要因になってくるでしょう。2年ごとに保険料を見直しされる時には、関わってきますよね。それを何も言わないで、ただ単にペナルティだけですというふうに認識しておられるとしたら、それは少し住民への説明不足になりますので、それを確認しておきたいのが1点目です。

健診ですけれども、これはやはり負担を町が持つ方向で、ぜひ早急に検討してほしいと思うのです。受診率がこの18年・19年の状況で、30%・40%・50%・65%にしていくというのは、本当にとっても無理だと思うのです。それをどう思っているのですかと聞くと、近くの医療機関でできるようになったから、近くの医療機関よりも会議所で集団健診の方が近いのは当然ではないですか。例えば、小口の会議所に行くか、西淵医院に行くか、弓削へ行くかといったら、会議所に行く方が近いです。医療機関でできるようになったから、受診率が自動的に増えるというものではないと思いますから、本当に受診率を引き上げていくためには、無料で実施することと、それなりの広報等の手立てはやはりとるべきだと思いますので、このことについても改めて確認をしておきたいと思うのです。

私は、「町長、最後にこの問題についての見解を」ということでお話しましたところ、えらい問題だということは認識していながらも、国も無理からぬことだと判断していると。見直す部分については要望もしていると。広域連合で議事録に載っているような発言をされているのかどうかは明確ではありませんでしたが、見直すことについては国も、皆さんから要望のご意見が出たのだと、町もしわ寄せが来るから困っているのだと、町としての支援策も考えなければいけないところだけれども、町の体力に見合ったものにしていかなければならないというふうに思っているのだという説明ですけれども、私は、町長になられてから、特に医療費扶助の制度というのは、国の制度との関係で、たまたま町長になられてからそうなったのだというふうに言えば、町長は免罪されるのかなとは思いますが、やはり町長が替わられてから敬老祝金もなくなりましたし、もともと竜王町は65歳以上の医療費は無料だったという、そういう町が、先の質

間に対するお答えの中にありましたけれども、お年寄りに対する医療費扶助というものは、今はもうかなり少なくなっていると。890万円という話ですか。3,000万円近かったのが890万円になっていると。これも19年・20年で終わってしまいますから、ゼロになるのですね。

こういう、町としては本当に近隣に誇るべき「65歳以上医療費無料化」という制度を、なくされたのも町長なのですよ。町長の時でしょう。それはやはり、そのことについての認識はぜひ持ってほしいし、この場、本当に最後の場だからこそ、当初に言いましたけれども、町長自身が自分のことでもありますから、当然十分認識しておられるのだと思うのですが、雑な言い方をすれば、町長は退職されたら何千万という退職金もあるのでしょうかし、医療費にそんなお金がかかっても大してご心配はないかなと思うのですが、普通の高齢者というのは、そういうことはないわけで、本当に大変だと思うのですね。

そこらに対して今後、いわば次の町長にはぜひこんなこともしてほしいなという話を、私はここで大いに述べてもらったらいと思うのですよ。自分としては、こういう結果になって福祉を後退させるような施策を進めてきたけれども、次の町長にはこんなことを要望するというぐらいの思いを、やはりここで語ってほしいなというふうに思うのです。やはり裁量権というのがある、町長というのは力があるわけですよ。いろいろな国の制度があるけれども、その中で町の財政運営上これはやはり抜けないところだということについては、町長の裁量でできることがいっぱいあると思うのですね。

先ほどの話でも、せめて町の体力に見合ったものにしていかないといけないという話の中で、町の体力ではあるけれども、できる限りそういう支援策は講じていきたいという、そのぐらいの話がもう一言ほしかつたなと私は思うのですよ。この4年間の仕事の総括として、あるいは次の町長への思いも含めて、改めてこのことについてお伺いをしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** 若井議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

支援金の増額の要因ということでございます。議員仰せのとおり、増額の要因といたしまして、医療費の増加に伴います若人の負担ということもございました。その分については認識させていただいておりますので、増額の要因であるということでございます。

それと、2点目の特定健診の受診率の問題でございますけれども、このことにつきまして、従来集団健診でございました部分につきまして、新たに医療機関でも受診をしていただくということとなっておりますところでございまして、この新しい制度が今回スタートをしたわけでございます、今後の受診率の動向を見る中で、無料化等につきましても検討してまいりたいと考えますので、よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員さんの再度の質問にお答えをさせていただきます。

町長は、4年間のうちにこういう制度の問題について、高齢者の今日まで65歳から支援があったということは、そのとおりでございます。

しかし、私も福祉の後退があってはならないということは常々考えて、また話もしておりましたが、やはり町の財政状況を眺める時に、できるだけ福祉の後退はなくそうとういうように思っておったのですけれども、やはり全体を眺めますと、一つひとつ皆さんにご辛抱をいただいて、健全な財政運営をしていかなければならないという強い信念を持っておりました。そして、皆さん方には、いろいろな高齢者の敬老のつどいとかいうもの、また高齢者のお祝い金とか、いろいろな今日まで取り組んでいただきましたものも廃止をすると、非常に自分としてはつらい思いで決断をしてきた経緯がございます。

そのような中で、竜王町は現在皆さん方のご指導とお力をいただきながら、まずまずの財政状況が運営されてきたと、させてもらってきたというようなことでございます。私といたしましても、できるだけそういう方々の支援はしていきたいということは山々でございますけれども、町全体を考えてみますと、なかなか厳しい状況であり、自分としても非常に心苦しいわけであります。

しかし、そうと言いましても、本当にお気の毒な方々に、このようなことばかりは言っておられません。やはり、それなりの手立ては考えていかなければならないと、その思いは変わらないわけでございますが、全体を眺めてみますと、非常に住民の皆さん方に、「何をしとるのだ」と、「あれも削り、これも削り」というご指摘があろうと思っておりますけれども、自分として、町の台所を預かっている以上は、やはり安定した運営が一番大事ではなかろうかと、こういう信念のもとに大変、老人の方々の怒りもあろうかと思っておりますけれども、お許しをいただきましてご理解を賜りたいと、私はこのように思っておりますので、

ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 初めから町長に泣き言を言われてしまいました。あと4つの質問の中で、最後までそういう答弁だったらどうしようかなと思いながら、2つ目の質問をします。アウトレットモールが建設されるということで、その事業者に対して町として徹底的指導をお願いしたいという立場で質問したいと思います。近江観光と三井不動産が計画をしていますアウトレットモールの建設について、何点かお伺いをしたいと思います。

この計画については、既に環境影響評価の準備書が出されていて、その説明会も開かれているところです。その説明会については、事業者が説明した内容の概略と、参加した住民の皆さんの意見ですとかその声を、まず紹介していただきたいと思います。その内容との関連で、町は事業者にどのような指導をされているのかについて、私の方は報道に基づいて質問したいと思っていますので、もし違う点があればご指摘もいただきたいと思うのですけれども、3点の質問をしたいと思います。

工事が始まってからの粉じんですとか騒音について、事業者は調査結果を公表しないと言っているというふうに聞いています。このことと、2つ目には渋滞緩和については交通誘導員の配置と誘導看板で対応したいというふうに言っているのですけれども、このことについてと、3つ目はオオタカですけれども、オオタカの巣が650m離れたところに巣があるから、オオタカの生息そのものには影響しないというふうに事業者は言っているわけですけれども、このことについて町はどういうふうにとらえているのか、どういうふうを考えているのかについて、お伺いしたいと思います。

参加された方と話をしますと、実は私もそこには出ておりませんので、その内容を知らないわけですけれども、参加された方に聞いてみますと、やはりこの3つの点が納得できないといふうにおっしゃっておられましたので、その方の声を代弁して質問しておきたいと思います。

もう1つは、この事業者はここにアウトレットモールを建設することについての目的という部分で、地域周辺のサービス機能強化と地域全体の発展、地域の活性化に貢献するのだと、こういうふうな目的のために事業を展開するというふうの説明されているのですけれども、もう少しわかりやすく言えばどういうことなのかを、町としてはどういうふうに聞いているのかということをお伺いしたいと思

います。

それからあと最後に、今後の説明会ですとか住民に意見を聞くということについて、町は事業者にどのように指導をされているのかについて、お伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 若井敏子議員さんの「アウトレットモール事業者に徹底指導を」のご質問にお答えさせていただきます。

（仮称）竜王商業施設開発計画の環境影響評価準備書に関する説明会についてでございますけれども、去る5月11日に竜王町の防災センター2階大会議室において、町民皆さん42名の参加のもと開催されたところであります。

当日は、環境影響評価準備書の内容と事業計画に分け、配付資料とスライドを交えて説明され、調査の結果として、「本事業の実施による影響は地域環境に大きな影響を及ぼすものでなく、環境を適正な水準に維持することが可能である」との説明がございました。これに対して参加者からは、「環境保全の観点から、竜王インターと希望が丘集落との間の緑地の緩衝がなくなることへの対策、動植物の生息状況の確認方法、照明など夜間の景観に関する計画、騒音や大気濃度の予測値の考え方、工事開始時の粉塵濃度の公表、オオタカの営巣地までの距離についての認識、希少動物のモニタリング、今後の事業説明の手法等について公表してほしい」等の質問がございました。

また、事業計画など環境保全の以外の見地から、来店者によるゴミの散乱の懸念、降雪時の対策、カメムシの対策、青少年のたまり場となる懸念、適正な営業時間、オープン時の交通渋滞対策、国道477号が慢性的に混雑することへの懸念、配水処理の手法確認等について発言がございました。

この中で特に若井議員からご質問いただいております3点のうち、1点目の「工事着工後の粉塵、騒音について事業者は調査結果を公表しないとしている」ことにつきましては、騒音は、環境影響評価準備書において事後調査計画の項目にあがっておりますので、縦覧に供し公表されます。なお、工事中の粉塵につきましては、環境影響評価準備書において散水や防塵シートの設置などの保全措置の実施により低減効果が認められることから、事後調査計画の項目に含まれておりません。

2点目の「渋滞緩和について、交通誘導員の配置と誘導看板で対応したいとしていること」につきましては、平日、土・日・祭日などそれぞれの状況に応じて

交通誘導に対する体制を協議してまいります。また、誘導看板の設置には、交通安全上の視界を妨げないよう指導を行うとともに、効果の上がるよう設置計画について指導してまいりたいと考えております。

3点目の「オオタカの巣が650m離れており生息に影響がないとしていること」については、オオタカはワシタカ類に属する肉食性の鳥で、希少猛禽類とされており、今回の環境影響評価準備書において、今回の調査で明らかになったオオタカの営巣地がこの事業計画地の周辺にあることから、オオタカの行動圏が今後変化する可能性があること、営巣地が比較的近い距離にあること等から、工事期間中の繁殖期（2～8月）におけるモニタリング調査を実施し、影響が見られた場合には適切な対策を講じるものとしており、今後、モニタリング調査の経過を踏まえ、関係機関と調整しながら、事業者へ適切な指導を行ってまいります。

次に、この事業の目的に対する事業者の説明については、事業者の発言の主旨は、竜王町の目指すべき都市像やまちづくりの基本方針である「都市計画マスタープラン」におきます竜王インターチェンジ周辺の整備構想の商業機能としてその一役を担うことで、本町の地域振興に貢献し事業展開を図っていききたい旨のことであったと認識しております。

町といたしましては、この計画実現には、一般的には事業展開による税収や就労の機会の創出を期待するところでありますが、昭和34年以来50年の懸案事項として、地域活性化のためのにぎわいづくりのための重要施策として位置づけており、今回の開発計画が新たな相乗効果を生み出していかなければならないと感じております。また、就労においても、若者にとって魅力ある職場の一つであるとも感じております。

最後に、今後の事業説明会等の考えについては、今回の環境影響評価に関する説明会は、滋賀県の条例に基づき、環境影響評価の内容に関して事業者が広く実施されたものであります。引き続きこの環境影響評価の手続きを進めつつ、今後は商業施設の詳細を固めながら、開発行為・大店立地・建築等の手続きや店舗募集が進められると伺っております。

今回の環境影響評価に関する説明会において、事業者側より一定の商業施設概要が示されたことから、周辺地域はもとより広く住民皆様からも着目をいただいております。町といたしましても、商業施設の詳細計画の状況を踏まえつつ、遅れることなく、周辺地域はもとより町民皆様や周辺市町に対して事業周知を徹底させていただく考えであります。このことは、進捗状況に応じ段階的に説明会の

開催が必要かとも考えておりますし、頂戴しました意見等については、事業者はもとより関係機関への協議をさせていただきながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんのアウトレットモール事業に関する質問の回答とさせていただきます。この計画が、まちの魅力や活力を育む事業として展開されますよう鋭意努力を傾注させていただきますので、議員皆様方のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** 私がこの事業者がここに事業を展開する上での目的ということで質問した内容ですけれども、どういうことなのだとしたら、竜王町のそういう方針に乗って協力するのだよと、そういうことだという話なので、何となく厚かましいなという思いがしたのですけれども、「町がそういう目的を持っているから、あなたの目的に合わせて私たちは来てあげたのだ」と言っているのかなと思うと、それなら逆に、うちの目的に沿った事業にしてくれなかったらだめだということ、やはり強く言う必要があるのではないのかなと思うのです。

私は、この間、この質問をするということもあって、希望が丘の中を歩いて見まして、住民皆さんの意見を聞いて回ってきたのです。そこでどんな話が出てきたのかということをつか紹介したいと思うのですけれども、まず、どういうものが来るのかがよくわからないと。役員さんたちは4月26日と5月9日に説明を受けられたそうですけれども、それは道路の工事のことで、アウトレットというのがどういうものなのかということについての説明ではなかったと。

希望が丘というところは、本当に朝がすばらしいのですって。小さい子どもをお持ちのお母さんでしたけれども、本当に爽やかで、すがすがしくて、朝の風はしばらくすてきな思いに浸れるところなのだと、朝が本当にすばらしいのだということをおっしゃっていて、アウトレットがもし来ても、こういう瞬間を味わうことができるのだろうか、そういうことを思っていると。恐らく、今のこの朝の爽やかな雰囲気は、残るといっては少し無理かも知れないなと。けれども、どの程度これが壊されるのかということに対して不安があるという話がありまして、やはり不安というのが多いのです。不安はあるのだと。具体的にこういうことが心配だというふうに言えない、中身がわからなくて言えないから、根拠がないではないかと言われそうだけれども、やはり何らかの不安があつて、むずむずしたものがあるのだと。

そういう話ですとか、やはりアウトレットが来たら、風と匂いと光と音、これはみんな変わるだろうなど。どういうふうになるか、来てみなければわからないので、それも何とも言えないけれども、変わることに間違いはないという変な確信を持っているのですよという話があって、その変わることが許容の範囲なのかどうか不安だと、そういう話を聞かせてもらってきました。

実は、この環境影響調査の準備書を私も少し閲覧をしてきまして、要約書だけコピーしたのですけれども、要約書だけでこれだけあるのです。これは裏表したのですけれども、実は滋賀県立大学の環境学の先生に見てもらって意見を聞いたのですけれども、十分な検討をしてもらったわけではないので、まだ完全なものではないのですけれども、日常生活物資の供給機能を適正にするということは、住民の機能性だとか利便性の問題だけではなくて、自動車交通が抑制されることだとか、それによって二酸化炭素の放出が抑制されるとか、交通安全の面とか、地域環境の向上に貢献するなどの利点があるのだと。だから、逆にそういう日常生活物資の供給機能が適正でないと、その逆になるよという話なのですけれども、大きな商業施設ができるということは、今言ったことの逆で、そこにまだ自然的な機能が破壊されるとか、雨水の即時流出がされるとか、都市の機構を悪化させるという、そういう問題も出てくるのだよと、そこらあたりをきちんとチェックしておかないといけませんねという話だったのです。これも、ぜひ参考にしてほしいなというように思うのです。

だから再質問をいくつかしたいと思うのですけれども、やはり心配なのは、オープン当初の交通渋滞なのです。4月10日に入間の高速が開いてから、そのあとすぐアウトレットモールが入間で開業したのですけれども、そこからの情報を取り寄せてみますと、オープンした時は、当日は平日だったけれども、アウトレットだけで来店者数は3万7,000人、13日が日曜日だったけれども、この日曜日は6万人の来店だったというのです。高速を先に開けられたのですけれども、そちらの方は渋滞緩和策ということで、開店を2時間前倒ししてされたら、もう朝の7時半から渋滞が始まって、距離にして6.5km、昼間で渋滞したと。

この話を担当課にしますと、埼玉と竜王とは違いますという話なのですが、あまり変わらないのと違うかなと私は思っているのです。だから竜王は半分だと仮に言われたとしても、大きいですね。これはやはり、違うのだということで安易に見ることが問題だと思うのです。入間の市役所というのは、問い合わせ

や苦情だとかの電話に、もうこの間ずっとその対応に追われていて、市内8カ所で道路交通情報を職員が収集して問い合わせに答えるとか、土日返上でいろいろな問題が起こった時の対応に備えるという、そういう体制もとっていますという話を入間の市役所の人は言われていて、市役所に、問題としてどんなことが起こりましたかという話をいくつか聞いてみたのですね。これは今後の参考にしてほしいと思うので、ぜひしっかりと聞いてほしいなと思うのです。

まず、苦情対策の窓口を事業者につくりなさいと。いろいろな問題が起こった時は、速やかに対応するようにしなさいと、そういうふうに言ったということと、渋滞の情報の提供を自分とできちんとしなさいと。渋滞して車が止まりますよね、そうすると車に乗っておられる人は、だいたいみんな電話を持っておられるのですよ。そして、市役所の電話番号を教えてよと言って市役所に電話をかけられるのですね。「渋滞で少しも動かない、どうなっているのだ」と聞かれるそうです。これがすごく多いらしいですね。そういうことがあるので、渋滞情報をきちんと事業者が提供するようにしなさいと。臨時の駐車場をつくりなさいと言ったと。警備員の数をもっと増やしなさいと言ったと。休日は警備員が150人なのだそうです。それでも足りなかったという話をしておられました。

それと、国道を歩く人とか自転車の人があるのだそうです。その対応は別にきちんとしなさいよと言ったという話がありましたね。それと、生活道路への侵入防止策、生活道路にどんどん入って、ここらで言えば、松が丘の中へ入って行かれるとか、希望が丘の中へ入っていかれて、行き止まりでにっちもさっちもいかないというようなことが起こってくることも考えられると思うのですが、そういうこともきちんと事業者に防止策をしなさいということも言ったと。

それから、これはもうすごく大事なことだと思うのですが、周辺環境対策会議、交通のことも含めて、環境対策会議というのを開いて対応を検討するように、市の方が主導的にしたと。ところが、これは4月10日に開業して1ヵ月後だったのです。だから、もうその間バタバタしておられて、具体的にそういう検討する時間とか余裕がなかったのだけれども、1ヵ月経ってからこの会議を招集して、対策を講じることにしたという話をされたのです。

○議長（寺島健一） 若井議員、もう少し簡単明瞭にお願いします。

○11番（若井敏子） わかりました。だから、こういうことは大いに参考にしてもらって、やはりきちんと指導するということが大事だと思うのですね。いかに、きちんと指導するかという話をしているわけで、先ほどいくつか事業者の方の答

えを言われましたけれども、事業者がこう言っているのだということではなくて、事業者に町としてどう言うのかということが問題なので、それはやはり今から言わないといけないということをおきたいなというふうに思うのです。それが1点です。

もう1つは、先ほど住民への説明会という話もしましたが、こういうのが今、縦覧されているというようなことは、県がやっているのだから町は関係ないのですという話ではなくて、この1冊目を私は自分でコピーしました。大した問題ではないのです。このぐらいのものは、やはり周辺集落には、こういうものがあるのですと、ちょっと見に来てもらえなかったら、こちらでコピーしますから500円くださいと言わないといけないかもわからないけれども、きちんとみんなに配るのか。これは、きちんと見てくださいと、こういう計画しておられるのですと、そういうことを言わないといけないと思うので、そういう意味では、地域・関係集落だけでなく、全町民に対する説明は、やはり町として責任を持たないといけないのではないかとこのところを改めて問い合わせしておきたいと思います。以上2点です。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいま若井議員さんから再度のご質問をいただきまして、特に、オープン当初の交通渋滞についてどうするのかということでございます。

若井議員さんからご質問ありましたように、この4月に、埼玉県の入間にアウトレットが同じ事業者であってオープンをされました。議員もいろいろご指摘をいただいたわけでございます。特に交通渋滞につきましては、類似の例ということでございまして、町といたしましても、ある一定調査をさせていただきました。特にマスコミ関係で、テレビを通じまして混雑度がひどいということもマスコミで流されておりました。そういう中で、特に市役所の方にも一応問い合わせはしてみたのでございますけれども、今現在では、基本的に一時的に混乱をしておると、また大渋滞を引き起こした日もありました。特に、仰せのように、ゴールデンウィークの後半の連休まで、かなりいろいろな渋滞ができていたというもので、お聞きしております。

今現在お聞きしますと、入間では駐車場も約3,000数百台あるわけでございますけれども、9割程度の使用率に止まっているということもお聞きしております。また、特に当初混乱が起きた理由には、ある一定の、もう1つの商業施設

との競合が原因にあったということもお聞きしております。

特に、竜王町の場合につきましては、専用レーンの設置とか道路拡幅などについては、必要な点については町といたしましては要望をしておりますし、具体的な交通渋滞対策につきましても、商業施設の具体的な詳細がある一定まだ固まっておりますけれども、それが固まってから検討したいなというふうに思いますし、もう少し先になるかなと思います。あくまでも、今、議員から何点かご指摘いただきましたけれども、この事例は、大変参考になりますので、教訓として今後の検討に活かさせていただきたいと思います。

それから、町民への説明でございますけれども、先ほどご回答申し上げましたように、前回、環境アセスに40数名来ていただきましたけれども、基本的には、準備書のあらましというものは、それぞれ近隣の区長さんに持っていておりますけれども、特に、このことにつきましても、商業施設のある一定それぞれ進む、先ほど進捗状況に応じてと申し上げましたけれども、やはり区長さんなり住民の皆さまに周知徹底をしていきたいなという考え方をしておりますので、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、若井敏子議員。

**○11番（若井敏子）** 先ほど少し言い漏らしたのですが、希望が丘の役員さんに対する説明会は、そのあと地域は総会を開いてという話ですが、それもだから、町の方は工事の説明、道路工事の説明をするのだと。道路工事は議会が採択してくださって議会で決まったのだから、道路工事について説明するのだということで、アウトレットモールとの関連での道路工事とは言うものの、道路工事に限定した質問しか受けてもらえなかったという話があったので、そのことはそのことであるけれども、並行してアウトレットについてもきちんと説明するという場所をぜひつくっていただきたいということです。

今言われるように、これは昨日の『赤旗』の記事なのですが、これでもアウトレットモールが一定、1ヵ月半経過した24日は大混雑にはなっていないと。昼頃には入り口に近い駐車場は満杯となったけれども、ちょっと落ち着いていると。これは、もちろん今もおっしゃったのですが、初めだけのことだからいいのだという問題ではないのです。1ヵ月経ったら収まるのだから、その1ヵ月の間だけのことではないかということで済ませたらいけないと。この1ヵ月の間どうするのかということについては、完璧な準備をする必要はあるということを申し添えておきたいと思うのです。

特に、歩く人がいるとか自転車の人がいるとか言ったら、477号はもう全然だめですから、それについてはきちんと準備する必要があるというように思うのです。何につけても、やはりこんなことはないのかと、これはどうなのかということについては、事業者にきちんと指導するという姿勢は貫いてほしいなと思います。

そこで町長の出番なのですけれども、西武がもともといろいろな計画を持って進めてきていながらも現実にならなくて、今度はほぼ動くのかなという状況で、町長も恐らくもろ手を挙げて喜んでおられて、自分の時の功績だと思っていてくださるのかなというふうに思うのですけれども、このアウトレットモールに対しての期待とか思いですとか、このことが竜王町にはどのような発展につなげていけるものだという認識をお持ちなのか、町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井敏子議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、お話が出ておりますアウトレットモールの問題でございますが、これにつきましては、議員も仰せのとおり、今から数年前に、当時は西武開発の時でしたが、同じような話が出てまいりまして、その当時はゴルフ場もついておったわけで、大変、開発については非常に厳しい意見が出ておりました。

それはもうなくなったわけでございますが、今、かねて用地が買収されましてから50年余り過ぎてきた中で、西部の開発につきましては二転三転して、今日まで現実にはできなかったということで、竜王町といたしましても、また用地提供者の皆さん方から、竜王町は50年も放ったらかしで何を今日までしていたのかという厳しいご指摘も、地元から承ってまいりました。

そういったことで、この西武の開発が白紙になりましてから、再度、アウトレットの問題が浮上してまいりまして、私もこの時に、また同じようなことになるのではないかなという不安から、これはもう絶対やってもらえるのであるのかということを再度確認させていただきました。これは西武がやるものではありません。当時はA社と言われておりましたけれども、後ほど三井不動産が手がけるのだというような話になりまして、自分といたしましても、三井不動産なら天下の三井さんであるので、そう簡単に話が潰れるようなことはないであろうということを信頼して、今日までいろいろな角度から、皆さん方とご相談を申し上げながら進めてきたのが現在の状況でございます。

こういったことから、今日まで西の玄関口として竜王インターの入り口をどう

するのかということは、これはもう長い間、皆さん方のご意見を承ってきたところでございます。

この時に、やはりこういったしっかりとした事業者が出ていただくのであれば、やはり竜王町としても受けて、町の活力・活性に大きくつなげていけるであろうという判断を私もさせていただきまして、この問題については、ひとつ十分当事者と議論をして、そして、地域の皆さん方のご理解を得られるように進めていくように指示をしてきたところでございます。

こういったことにつきまして、進むに連れまして議会の方にもご説明を申し上げながら、また、近隣の集落の皆さん方にもご説明も申し上げてきたところでございますが、先ほど、希望が丘の地域ではアウトレットの説明はなく、町道の説明であったというようなことで、もっとしっかりとこの事業展開については、地元の皆さんに説明をしなければいけないのではないかというような質問もございました。これを受けまして、それは当然、地元の皆さん方のご協力とご理解がなくては当然進まないものでございますので、この点につきましては、やはり町としてもしっかりと事業者にいろいろな角度から議論をし、そして、地元の皆さんにご理解いただけるようなことを進めていかなければいけないということで、指示もさせてもらっておるところでございます。

そのようなことで、私といたしましては、長年の懸案でありました西の山に灯りを点けたいという思いは、2代目の村地町長の思いを受け継いでいかなければいけないという思いでございますので、何としてもこれを成功させていただきたいという思いには変わりはありません。

何回も申し上げますけれども、住民と地域の皆さん、また、特に近隣の集落の皆さん方にご理解いただけるご説明をさせていただきながら、また、事業者にそれなりの厳しい条件をつけながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。これからの竜王町のまちづくりの大きな根幹として、明るい灯りを点けていきたいという思いでございますので、ご理解を賜わりたいと思います。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 3つ目の質問をします。「地域医療を守るために」というこ

とで質問します。

先ほども後期高齢者医療制度についてお話をしましたけれども、本当にたくさんの皆さんが不安と怒りを感じておられるところです。その怒りが渦巻く中で、診療報酬が削減されるとか、あるいは看護師や医師が足りない状況が、今、全県に広がっています。地域医療をどうして守るかという問題は、全国の自治体の大きな問題となっているところです。

竜王町について考えてみますと、一次診療は町の診療所などでしていただくとしても、入院ですとか手術ということになりますと、近江八幡や東近江に頼らざるを得ません。ところがその頼みの綱が非常に厳しい状況です。

滋賀県の場合、多くの医療機関で、お医者さんはだいたい京都府立医大から来ていただいているのが多いようですけれども、その府立医大は京都府の要請を受けて、あちこちから医師を引き上げ京都に集中しているというふうに言われています。こんなこともあって、滋賀県の医師不足が全県的に広がっているのではないかと考えています。

近隣の緊急医療体制も崩れていまして、奈良などで起こっているたらい回しというのは、もうよそ事の話ではなくなってきました。近江八幡の総合医療センターも、院内のお医者さんや看護師さんたちが、地域の組織と連携してシンポジウムをしたりですとか、住民の運動も広がって、何とかその機能を維持していきたい、そういうふうな取り組みを広げていただいているところですが、根本的な大きな問題が横たわっているようです。

蒲生も診療所になってしまう危機がありますし、日野記念病院のお医者さんも京都府立の先生なので、大丈夫なのかなという、そういう心配もされています。

この問題は、東近江のこと、近江八幡のこと、そういう問題ではなくて、それぞれの自治体だけで解決できるような問題ではなくて、地域全体が抱えている問題であって、むしろ滋賀県が全県的にどういうふうに取り組んでいくのかということきちんと方針を立てる、そのことが求められているのではないかと思います。

そこで、ぜひ滋賀県に対して救急医療体制を含めた地域医療を守るための施策を要望してほしいところですが、まず現状をどのように認識をしてもらっているのかということと、今後についてどのように考えておられるのかを、町当局にお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 若井敏子議員さんの「地域医療を守るために」のご質問にお答えさせていただきます。

国は、昭和36年に国民皆保険制度を実現しました。この当時、疾病は感染症等が主なもので、これらを治療することが医療の主な目的でありました。この頃から目覚ましい経済成長を遂げるとともに「豊かな社会」を実現し、世界に冠たる平均寿命と医療水準を享受するに至りました。

「豊かな社会」は、食習慣や栄養の偏り、運動不足などにより、糖尿病やがん・脳卒中・心疾患など、いわゆる生活習慣病を増加させました。生活習慣病は、ある程度予防が可能な疾病にもかかわらず重症化し、長期かつ高度な入院治療を必要とすることが懸念されており、生活習慣病患者および予備群が増加しております。

医療技術は日々進歩し、高度化し、高額な費用がかかる反面、従来は不治とされていた疾病が治るようになり、治療期間や入院期間が短縮されてきていますが、一方で、核家族化などの生活形態の変化により長期入院も増加しております。さらに、高齢者医療費の増加と費用負担の世代間の不公平感も顕在化してきております。

国民が医療や医療事故に関心が強くなる中で、治療に対する納得のいく情報の提供、医療に参加し自己決定できる環境での医療が求められるようになってきております。現在では、国民皆保険制度を維持しつつ、みんなが求める安心・安全な医療を実現しようとするため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、良質な医療を提供する体制の確立を図るための法律であります医療法の一部改正が行なわれ、メタボリックシンドロームの概念の導入による生活習慣病対策の推進や、医療機関の機能連携による切れ目のない医療提供体制の整備、患者の医療の選択支援、医師確保総合対策、療養病床の再編成、特定健康審査と特定保健指導に関する指導・助言など、県の役割が拡大をされることになりました。

滋賀県では、新しい医療計画を健康でいきいきとした活力ある社会づくりを推進していくための計画のひとつに位置付け、平成20年3月に「滋賀県保健医療計画」が改訂をされたところであります。この計画は、医療法第30条の4第1項に基づく計画です。県民・行政・関係機関・団体等が一体となり協力し、推進していくための指針、県の保健医療施設推進の目標であるとともに、市町の保健医療行政の計画的な運営のための指針、県民および関係機関・団体に対しては、計画に沿った活発な活動が自主的に展開されるため、また、医療費適正化計画な

ど、他の計画との統一を図り、一体的な事業の推進を行うものです。

県の医療計画の中で、竜王町の診療所は、医師または歯科医師が医業または歯科医業を行う場所であり、患者を入院させるための施設を有していない医療施設となっております。この計画では、歯科医業のみを行う歯科診療所と、それ以外の一般診療所とに区別がされています。一般診療所ということで最も身近な医療施設であり、普通は比較的軽度の疾病の治療・管理や検査、疾病の状況に応じた専門的な医療施設への紹介などを行う機能を担っています。患者宅への往診や診療時間外における診療応需なども重要な役割と考えますが、こうした機能を果たす診療所は減少をしているようです。

住民が、必要とする保健サービスや医療をいつでも適切に受けるためには、サービスを受けるまでの時間やサービスを受ける場所までの距離等を勘案した適当な圏域ごとに、一定水準の保健医療資源が配置されていなければなりません。需要頻度の高い日常的な保健医療サービスほどこの圏域は小さく、高度・特殊なサービス需要に対する圏域は、比較的大きくてもよいと考えられています。

一次保健医療圏は、地域住民の日常的な疾病や外傷等の診断・治療および疾病の予防や健康管理等、身近で頻度の高い保健サービスや医療に対応するための圏域であり、市町の行政区域となります。

二次保健医療圏は、入院治療が必要な一般的な医療需要（高度・特殊な医療サービスを除く）に対応するための圏域であり、一般病床および療養病床に係る基準病床数はこの圏域で定めます。また、医療機関の機能分担と連携による医療提供体制についても、この圏域を基本として推進されております。現行では、保健所行政区域を単位とした7つの圏域を設定しています。

三次保健医療圏は、特殊な診断や治療が必要となる高度で専門的な保健サービスや医療の需要に対応するための圏域であり、滋賀県全域となっております。

議員仰せの「滋賀県下の医療機関で医師の不足」についても、京都府立系の医師で医療がされており、医師の引き上げされているところや、医師の不足による過重労働で退職される医師がおられる状況にあります。東近江地域におきましても、この4月から内科の医師が8名から2名に減少したことから、二次救急の当番を6月から休止にされるというところも出てきているようでございます。

東近江地域における救急医療体制につきましては、初期救急医療体制・二次救急医療体制・三次救急医療体制で構成されています。初期救急医療体制は、休日および夜間に比較的軽傷救急患者を受け入れている「休日急患診療所（2ヶ所）」

と地域の開業医師（22名）が、当番制で休日および夜間に自院で診療を行う「在宅当番医制」で、歯科におきましては、在宅当番医制によって実施されております。

二次救急医療体制は、緊急の手術や入院治療が必要な症例に対応するための医療であり、救急告示病院が担うことになっております。重症患者につきましては、これらの病院が二次保健医療圏ごとに当番日を決めて、当番日に交代で通常の当直体制（6病院 近江八幡市立総合医療センター、国立病院機構滋賀病院、東近江敬愛病院、東近江市立蒲生病院、東近江市立能登川病院、日野記念病院）のほか、重症救急患者の受け入れに対応できる体制、医師等医療従事者の増員、専用病床の確保等をとる病院群輪番制により対応されております。

三次救急医療体制は、二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者、脳卒中・急逝心筋梗塞や重症外傷頭部損傷等複数の診療領域にわたる治療等を要する救急患者を、24時間・365日体制で受け入れる医療です。三次救急医療は、救命救急センターが担います。滋賀県には、2007年4月1日現在、大津赤十字病院・済生会滋賀病院・近江八幡市立総合医療センター・長浜赤十字病院救命救急センターという4つの救命救急センターがあり、人口約30万人当たり1ヶ所という県としての整備目標は、ほぼ達成されています。

救命救急士が実施可能な業務（指示なし除細動、気管挿管、薬剤投与など）が拡大していることに伴い、各業務に対する病院内実施受講必須化が進んでいることから、病院実習体制の整備や各地域メディカルコントロール協議会の参加等について、充実・強化を図り、質の高い病院前救護体制を消防本部と連携体制の検討が進められております。

ご承知のとおり、近隣府県の緊急医療体制も崩れていて、奈良などでたらい回しが発生しておりますが、こうした事案については東近江行政組合消防本部管内では、救命救急センターが24時間対応をしていただいていることから、現在は1件もそういうことはないということでございます。

最後に、この現状についてどのように認識しているか、今後どうすべきと考えているのかということですが、滋賀県では、「滋賀県保健医療計画」を2008年3月改訂されたところであり、滋賀県の医師の配置状況は、全県では増加しているものの、甲賀・東近江・伊香郡・湖西では減少しており、医師の地域偏在が見られます。また、分娩取扱い病院の減少や縮小が見られ、このような現状から産婦人科の医師確保は緊急の課題であります。小児科を標榜する病院

では、常勤の医師がいなくなったり、小児科を廃止するなど医師の診療科偏在もあります。

医師の大学医局離れや若手医師の都会志向のほかに、産科では危険度の高い出産を扱う重責や訴訟の多さから、また、小児科では夜間や休日の急患や時間外の呼び出しなどによる過重労働から、開業する医師が増えていることなどが要因となり、さらに、女性医師の増加により、出産・育児等で離職することも医師不足のひとつの原因となっています。

安全・安心な医療の提供のための医師の確保のため、安定した医師確保のためのしくみづくり、滋賀で働きたいと思える魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、積極的な医師の養成、働く医師を引き出す職場環境づくりと、滋賀医科大学をはじめ京都大学・京都府立医科大学などを中心に、これらの大学と県との連携体制を強化していただくよう、県に要請してまいりたいと考えております。

竜王町といたしましては、医療計画は現時点ではありませんが、地域医療の現状を踏まえご理解いただきまして、以上ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 後の質問を短くしてくださいと言われていたので、短くするつもりしていたら、答弁があまり長かったのでびっくりしているのですけれども、一生懸命読んでくださるのだから、何も言うことはないのですけれども、やはり中身は頭の中に入れて、私が聞いているのは「これでいいのか」という話をしているわけですから、これでいいのかどうか、今ずっと言ってくださった計画はある。現実には、最後は医師がおられないのだという話になってきたのです。ずっと「こんな計画がある」、「こんな計画がある」、「県はこうしている」、「東近江は広域計画があるのだ」と延々と説明してくださったから、「ふーん、そうか、そうか」と思って聞いていたら、最後に結局、「医師はないのです」という話です。そこが聞きたかったもので、こちらが聞きたいことを理解して、聞きたいことについてしっかり答えてほしいなと思うのです。

そういうものがあって、そういう計画は現実にはあるのだけれども、実際は足らなくて困っている状況があるということなんですね。それについては、強化していただくように県に要望しているのですと、要は、今のお答えはそれだけの話ですね。

今日は傍聴の方もおいでになりますからですけれども、「これでいいのか。救

急に対応できる課長の答弁かな」と思うと思うのです。県に言ったらいいのだという話だけではないので、近隣との関係で、課長はいろいろな立場がありますから、東近江の会議にも行かれますでしょうし、本当のところ、今の救急医療体制は、現実に病院もあるし消防署の方でも救急の体制はできているのだと言われるけれども、核のところに医師がいない、例えば近江八幡なんかは整形外科が危ういとか、産婦人科は体制を整えられたみたいですがけれども、それも人材派遣だとかいう話もあって、本当に安心できる体制なのかというのは疑問だと思うのです。そういう意味で、竜王町の人が診療所とか雨森さんのところで診察してもらうことで大丈夫というところは問題ないけれども、入院しなければならない事態になった時に、うちの議員さんもそうでしたけれども、総合医療センターではだめだから違うところに行かないといけないのだと。出て行かれた先生を追いかけて、その病院まで行かなければならないのだという事態が、今現実にどういうことになっているのか。その辺の認識をもう一度お伺いしたいのです。ずっと読んでくださったのは、あとでまたしっかり読み直しますけれども、本当のところ、わかりやすく言えばどうなのかということ、もう一度改めて、何も心配ないのかということについてお伺いしたいというのが1点です。

ここでもぜひ町長にご意見を伺いたいのですけれども、町長はいろいろな形で東近江の市長さんですとか近江八幡の市長さんですとか、いろいろなそういう会議もあるかと思うのです。例えば八幡の総合医療センターは非常に大変な問題が起こっていることについても聞かれるかなと思うのですけれども、八幡の総合医療センターがもしものことがあったら、やはり竜王にとっても大きな問題も出てくるわけですから、そういう問題についてお互いに連携しましょう、協力しましょうという働きかけがあるとか、こちらの方から「頼みますよ」という話も含めて、そういう市長さん同士の話がこの間できているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 若井敏子議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁が長くなったわけでごさいますけれども、気持ちとしては現在の状況をお伝えさせていただけたかというふうに思っております。そういう中で、先ほどの話の中でもさせていただいておりますように、それぞれ機能分担と言いますか、そういう中で県下の医療が進められているというようなことをごさいます

て、竜王町の場合でございますと、一次保険医療というようなことで、最初の段階の医療をやってもらっておるといふようなことでございます。そうした中で、どうしても手術や大きな医療が必要だと、高度な医療が必要だということにつきましては、近隣の中核病院等にお問い合わせをすると、行っていただくということになるわけでございますけれども、全国的に医師不足ということが言われておりまして、滋賀県は全県下的には医師の数は増えているということでございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、地域によりましてはやはり医師が不足しているというのが実態であります。

そういう中で、東近江地域もその1つに入っているということでございますが、特に身近な医療ということで、産科の問題があるかと思えます。近江八幡医療センターも、そういった部分も含めて総合的な医療ができるようにということで病院がスタートしているわけでございますけれども、いろいろな条件が重なりまして、昨年は産科のお医者さんがお辞めになるというような事態があつて、分娩等の受け入れができないというような状況があつたわけでございますけれども、そういったことにつきましては、やはり地域医療を進める行政としても、やはり何とかしていかなければならないということでございますし、県と、また圏域における会議におきまして、そうしたことが話題になっておつたということは事実でございます。

県の方も、医師不足ということについては十分認識されておりますし、確保に向けてのいろいろな施策をされておるといふことございまして、そういった甲斐もありまして、近江八幡総合医療センターの産科につきましては、今年の4月から3名の医師が確保されたといふようなことございまして、6月から分娩を受け入れされるといふような状況にあるということでございます。地域医療をどのように守っていくかという、非常に大変な課題があるわけでございますけれども、やはり1つの病院なり、また自治体だけの問題ということではなしに、地域・近隣がやはり共に考えていく課題でもあるといふふうに思っておりますので、今後も県との連携をしながら、地域医療の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井敏子議員さんの質問にお答えさせていただきます。

救急医療の問題でございますが、まだ具体的には近隣の市長さんとの話は進んでおりませんが、先般も近江八幡市長さん、また安土町長さん、日野町長さん、

私の4名が、八幡の市長さんの口利きで、医療体制も東近江も考えていかなければいけないのではなかろうかというような持ち出しでございました。そういったことで、今、東近江管轄では愛知郡の消防署ということで、そして東近江消防署、そして近江八幡ということでございますが、医療体制をもうひとつ考え直さないといけないのと違うかということで問いかけがございまして、これからの医療体制は非常に、今もお話が出ておりますように、医師不足の問題もございまして、住民の皆さんが安心していただける医療体制に取り組まないといけないなという話が1回だけありまして、その時にやはり事務局当局からそれぞれの担当課の課長会から始まり、そして具体的に医療問題について取り組んでいこうではないかというようなことで、その時は東近江市長さんも入っておられませんでしたので、我々だけでは進めるわけにはいきませんので、やはり担当課の方からそれぞれ意見調整をしていただきながら、本論に入っていこうではないかというようなことで、まだ具体的な、医療制度をどうしていくかということの結論には達しておりません。

今後におきまして、この問題については順次進めていかなければならないと、このようなことで話は別れておりますので、当然進めていくべきものと、いってもらえるものと、このように思っておりますので、現在の状況はそのような状況でございまして、ご理解賜りたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

**○11番（若井敏子）** 「介護・福祉職場の人材育成に支援を」ということで質問します。

高齢者や障がい者の介護・福祉サービスが、深刻な人材不足に直面する中、日本共産党は昨年12月25日に、「深刻な人材不足を打開するための緊急提言」というものを発表しまして、その打開を呼びかけております。

その内容につきましては、まず、誇りを持って働きつづけられるように、介護・福祉労働者の待遇を改善すること。2つ目には、介護とか支援費とかの事業所に対する報酬を大幅に引き上げること。3つ目には、人権を守る仕事にふさわしい身分保障と労働条件を立てること。4つ目は、心かよいあう介護・福祉のために、その充実を図ること。5つ目には、自治体も福祉の人材確保に役割を発揮してほしいという、こういう内容であります。

この内容をもって、町内の介護施設の方と懇談をしてみました。懇談の内容は後で報告しますが、今、介護や福祉の事業、とりわけ24時間・36

5日対応のサービスを提供する施設では、介護報酬の引き下げですとか自立支援給付費の報酬単価引き下げなどで、職員の処遇向上等に対する対策がとりにくい状況になっています。それにもかかわらず、介護や福祉のニーズはどんどん増大しています。

このようなニーズに応えるために、介護・福祉施設の人材の確保ですとか職員定着ですとか育成のために、町としての独自の支援を求めたいと考えていますけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

この人材育成支援ですけれども、実際に実施している自治体があるわけですが、その例を紹介しますと、支援の内容は、1つは、労働環境の改善をするために要する費用の補助、2つ目には、地域格差解消に関わる職員の手当を改善するための補助、3つ目には、人材育成に要する費用の補助、こんなことをしています。全国の取り組みにも学びながら、竜王町として介護福祉の職場の人材育成にぜひご支援をいただきたいという立場で、ご所見をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長。

**○福祉課長（松瀬徳之助）** それでは、若井敏子議員の「介護・福祉職場の人材育成に支援を」の質問につきまして、お答えさせていただきます。

平成12年4月の介護保険制度の導入、また、平成15年4月の支援費制度の導入を経まして、平成18年4月の障害者自立支援法の施行によりまして、介護・福祉サービスは利用者のニーズの多様化・高度化と併せまして、サービスを提供する人材の確保、資質の向上が求められております。

しかし、数年前までは福祉・介護分野で働く労働者の数も多かったわけですが、景気の回復とともに求人に応募する労働者が減ってきており、こうしたことは福祉・介護分野で働く職員の質にも問題が出て、影響が出てくるものと懸念されております。

現在、福祉・介護分野では、高い離職率とあいまって恒常的に求人募集が行われ、一部地域や事業所におきましては人材不足が生じていると、このように聞いております。要因といたしましては、多参入による事業所間の競争の激化、また、介護保険における数回にわたる報酬の見直しや障害者自立支援法による月額報酬から日額報酬への制度化など、事業所経営に影響を及ぼす報酬の引き下げによる処遇の低下、景気の回復により労働市場全体が逼迫し労働者の他産業への流出などが考えられます。特に、低い賃金や意に反して利用者ニーズに応えることが

できない労働環境など、生活設計の不安や仕事の将来への展望が持てず離職することなどが大きな要因となっているものと思われます。

こういった状況の中、福祉・介護サービスの分野は、初期の熱い思いを持ち続けていただいている方々に支えられているのが現状でございます。福祉・介護サービス分野は、人材確保に真剣に取り組まなければならない分野であり、就職期の若年層を中心に幅広い層から職業として選択されるよう、他の分野の職業と比較しても適切な給与水準や労働環境が確保されるべきであると考えます。国におきましては、介護従事者等の人材確保のため賃金引き上げなど、介護従事者の処遇改善を平成21年4月までに検討することとした「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案」が成立いたしました。このことに期待するものでございます。

本町といたしましては、議員より例としてお示しいただきました事業所に対する補助金等の交付につきましては、現在、実態の把握ができておらず、現在のところ考えておりませんが、既存の助成事業といたしまして、家族介護者ヘルパー養成研修受講助成事業がございますが、これの助成対象者の範囲の拡大をし、ヘルパー資格取得者の養成を図り、介護職場への就職支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、町内には小規模な事業所もあり、自主的な研修会の実施や情報・技術の取得といったことを自らの事業所だけで実施するのは困難な部分もあるかと思われれます。町内の各事業所が交流を持ちながら質の向上を目指した研修ができるよう、研修事業の実施についても検討し、職員の皆さんが誇りと希望を持って介護・福祉サービスの提供に従事していただけるよう支援してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上、若井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 先ほどお話ししました介護の職場での面談・懇談という中で出されている状況なんですけれども、いくつか話を聞かせてもらっています。

その中で、ガソリン代が非常に高騰して、デイサービスとかですと送迎をされているわけなんですけれども、その送迎の費用が大変高くついているということですか、職員については、求人は本当にしょっちゅう出しているのだけれども、まず応募がないと。増やしたいのに増やせない状況があると。そのために、今おられる職員さんに負担がかかっているのだと。

それですとか、このことについては大津市では一人2万円の人件費補助というのを行政がしているのです。このことを紹介しましたら、そんなことをしてもらえたらうれしいのになという話がありました。

銀行から借入している金利ですけれども、この金利に対して、今まで県から補助があったのだそうです。それがなくなったために、県の方は財政難だということで段々カットされてきて、もうすぐその補助がなくなってくるのだと。県がこんなことをするので、どこの施設でも本当に困っているという話が出されましたとか、特に現場の職員さんなんですが、介護保険になってから、職員が入所している人のケアについて話し合いをする時に、絶えず、「それはいくらかかる」というお金の話になってくるのです。それで本当に気まずくなって、こんなことで本当にいい介護ができるのだろうか、非常に疑問を持ちながら仕事をしていると。何かおかしいのと違うかなという、そういう思いがあるということをおっしゃっていらっしゃいました。

施設長さんも、本当に先が見えない状況があつて、法律に基づいて進めていかざるを得ないということなんだけれども、それなら何とか法律を変えるために政治そのものが変わってもらわないことには、本当にこんな仕事は続けられないなという話を最後に言われていたのが大変印象に残っています。

実は私の集落からも若い女性が志を持って介護の職場に勤められています。この人は本当に、おじいさんに当たる人の介護を自宅で看っていて、私もこの仕事をしようということでその仕事を選ばれたので、その当時は大変嬉しそうにいきいきと話をしておられましたけれども、最近は現実本当に厳しくて、夜勤もあるし勤務も厳しいので、当初の決意が鈍ってくるという話をされておられます。

先ほどの課長の答弁では、国の方で適切な報酬だとか処遇を改善するために、平成21年2月までにそういう手当をするのだということが話されているので、これに期待するというお話がありましたけれども、しかも現実、町内のそういう施設については実態を把握していないので、補助する気はないのだという話であったかなと思うのですけれども、それならやはり実態をきっちり把握して、町として何ができるかということを検討してもらうことが大事だと思うのです。実態がわからないから何もしないのだということでは、ちょっと答弁としては納得できないところなので、ぜひともその実態をきっちり把握して、町として何ができるかを検討しますという答弁をぜひともいただきたい。

このことについては、また町長にもお伺いしたいのですが、以前は万葉の里の

役員もしていただいていたし、同じ山之上ということもあって、今議会でも特に起債の問題について、竜王町はたくさん起債があるけれども、ケアハウスなどをつくった、そういう結果であって、そのケアハウスをつくったことも、後年度皆さんには大変利用もいただいている、成果があるのだという話をついこの前の議会でもお話をされていまして、そういうところも含めて、介護あるいは福祉、そういう分野についての今後の竜王町のあり方みたいなことについて、ぜひご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 若井議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思っています。たくさんご質問をいただきましたので、もし漏れがありましたらご容赦をいただきたいと思っています。

まずもって、回答のところで誤解があったようではございますけれども、お示しいただきました内容について実態を把握しておらないからというふうなことでございますが、他のまちの取り組みの実態が、把握に努めておったのですけれども、できなかったということで、竜王町の事業所の把握を怠ったということではございませんので、その点ご理解いただきたいと思っています。

まず1つ目のガソリン代の高騰によります送迎に負担がかかるというふうなことでございます。先ほども申しましたように、国の方では人材確保のための処遇改善に向けた中で、報酬の改定等も含めて検討するというふうなことになってございます。当然、そういった報酬の改定の中には、こういった必要経費もきちんと積算をされるべきであろうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

それと、求人に対して応募がないということでございます。町内の事業所におきましても、常にハローワークに求人を出しっぱなしであるというふうなことを聞いております。なかなか応募がない。その1つは、やはり先ほども申しましたように処遇の関係が、他の労働部門の方と比べて非常に安い、低賃金、そしてまた非常に厳しい労働環境、こういったものがあるのかなというふうに思います。

そして、また、こういった介護・福祉の部門で従事していただきます仕事の内容等に対する住民の評価がいまひとつ低いのではないかなというふうなことも考えております。やはり、こういった仕事に対して皆さんが今一度正しい認識を持っていただく、こういったことが必要であろうと思います。

そういった意味からも、職場で誇りを持っていけるような研修とか、そしてま

た住民に向けた周知と言いますか、そういったものもしていきたい。そういった意味から住民の皆さんがヘルパー資格を取っていただきますと、こういったものへのご理解も進んでくるのではないかなというふうなことを思います。

それと、大津市の2万円の人件費補助でございますが、またこの件につきましては大津市の方にも確認をしてみたいと思います。

そして、事業所が借入を行っております借入金に対する利子の補給でございます。これにつきましては、施設整備に係る資金につきましては、県なりの融資がございまして、利子補給が現在されている部分もございまして、町につきましては、そういった県の利子補給を除きました部分につきましては、元金なり利子の補給を行っております。県の構造改革によりまして、この利子補給につきましても段階的に削減されるというふうなことが今年度から聞かされております。この削減部分につきましては、本町では町で補てんをさせていただくという対応をとらせていただいております。

次に、利用者の方々とのお話の中で、つい「このサービスを利用したらいったいいくらかかるのか」というふうなお金の話になるということでございます。これにつきましては、お世話をさせていただいている職員の方、非常に胸の詰まる思ひかなというふうなことも感じます。これも今度、介護保険の事業計画の見直しが今年度計画されております。この中でまた、21年・22年・23年の3年間の新しい介護保険料が算定ということになるわけですけれども、今現在まだその業務は準備段階でございます。こういった中で、できるだけ保険料の引き上げ等ができない方法というものが無いのかなということも検討できたらな、いいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 若井議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

当町では、もう何年もなりますが、万葉の里が設置されまして、当初から本当によりよい施設をつくってもらったのではなかろうかなと思っておりますし、また自分も理事として参画をさせてもらってきました。そしてまた、後ほどは理事長もさせてもらった経緯がございます。

その運営につきましては、当初の滑り出しから順調にやってもらって来ておったわけでございますが、年が経つにつれまして、今もお話が出ておりますように、県の利子補給が減ってくるというような大変厳しい状況になってきたところでもございます。

そしてまた、人材の育成ということでございますが、やはりあちこちにこういう福祉施設ができた関係上、いい職員さんが他の方面に出て行かれるということで、大変現場では苦慮をしてもらってきた経緯がございます。この中身は、議員をしてもらっております大橋議員さんが当時、長い間、事務局長として運営に携わってこられた経緯もございますし、本当に大変な中より運営をやってもらってきておったわけでございます。

しかし、今も申しましたように、この人材育成でございますが、非常に厳しい財政状況の中で給料問題、また労働条件につきましても大変厳しい条件もございます。こういった中で、やはり職員さんが安心してこの場で仕事をしてもらえというような制度にもっていかなければ、なかなか定着をしてもらえないというのが現在の状況ではなかろうかと思っております。

このことにつきましては、理事長さんの方からいろいろと内容につきましてお話を聞かせてもらっております。そういうことで、この施設をやはり充実して、またご利用いただく皆さん方が安心してご利用いただけるような運営に取り組んでいかなければならないというのは当然のことでございますが、先ほども何回も申し上げますけれども、大変、諸般の事情も厳しい状況もございますので、なかなかご理解いただけるだけの支援は町の方としても大変厳しい状況でございます。

しかし、やはり大事な施設でございますので、大変しんどい状況ではあると思うんですけども、町としてもできる限りの支援をしながら、安定した運営をしていただけるように、また、職員の皆さん方も安心してこの職場で勤めていただけるように取り組んでいかなければならないという思いでございますので、ひとつご理解を賜りますようお願いを申し上げます、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） せっかく丁寧に答弁いただいているのに、ちょっと腰を折るような発言をしたことをお詫びしておきます。老人ホーム等の福祉関係の方とお話したことについては、こういう意見がありましたよということをお話したところでもありますので、ぜひとも、町長も今お答えいただきましたけれども、よろしく願いしておきたいと思っております。

最後の質問です。火災報知機の設置条例と無料設置についての質問をします。平成16年5月27日に衆議院本会議において、消防法及び石油コンビナート等

災害防止法の一部を改正する法律案が可決・成立しています。この法律改正により、戸建住宅や共同住宅について、住宅用火災警報器等の設置が必要となります。この改正では、新築住宅は平成18年6月1日から適用されますが、既存住宅については市町村条例で定める日から適用となっています。竜王町ではこの条例をいつ制定されるご予定かについて、お伺いしたいと思います。

制定前にすべきことは、消防法の改正を各家庭に周知することと、また、そのことに関わる町としての取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

この条例が制定されると、特に低所得者や高齢の一人暮らしの方などには負担が伴い、厳しい実情もあろうかと考えますけれども、町として低所得者への補助制度をつくっていただきたく、質問をするところであります。

これに関連して、70歳以上の一人暮らしの高齢者あるいは、同じく70歳以上の老夫婦の所帯は、竜王町にどれだけあるのかについて、お伺いしたいと思います。それぞれの寝室に1カ所、火災報知器を設置すると、その費用はどのくらいかかるのかについて、お伺いしたいと思います。

条例制定と同時に補助制度の創設を願う立場で、ご所見をお伺いします。よろしくお祈りします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 若井敏子議員さんの「火災報知器の設置条例と無料設置について」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご高承のとおり、近年の住宅火災による死者が急増しており、特に高齢者の方の死亡の割合が高いことから、昨今の高齢化の進展を踏まえ、住宅用防災機器を設置することにより、住宅火災による死者の減少または抑制を図ることを目的として、平成16年に消防法を改正し、同法第9条の2により、住宅用火災警報器等の設置が義務化されました。この法改正によりまして、平成18年6月1日以降の住宅の新築につきましては、設置が必要となっております。

なお、火災報知器の設置条例の制定につきましては、東近江管内の各市町では、東近江行政組合で平成17年7月15日開会の第2回東近江行政組合臨時議会におきまして、東近江行政組合火災予防条例の一部を改正し、火災報知器に関する規定が設けられており、平成18年6月1日から施行されておりますことから、町独自の条例の制定の必要はございません。

なお、既存住宅につきましては、付則第5条で経過措置として、平成23年5月31日までの間、今回の改正の規定は適用しないこととされております。とい

うことで、既存住宅につきましては、平成23年5月31日まで猶予されるというところでございます。

なおまた、住宅用火災警報器等の設置義務化に対する各家庭への周知につきましては、今日まで町広報・有線放送（消防署よりも啓発）、新聞折り込み（東近江行政組合より）や関係者での会議（区長会・地域安全推進協議会・消防団幹部役員会ならびに幹事会）等でリーフレットを配布し説明をさせていただいたところでございます。

また、特に消防団におきましては、火災予防活動の一環といたしまして、住宅用火災警報器等の設置について各地区で啓発活動をいただき、一部の地区におきましては一括購入し設置していただいているところもございます。

なお、70歳以上の一人暮らしの高齢者の方は77人と、それから70歳以上の高齢者夫婦の所帯は、114所帯・228人と把握させていただいております。70歳以上の一人暮らし高齢者のお宅では、寝室に1カ所、火災報知器1機5,000円といたしまして38万5,000円という費用が必要となります。また、70歳以上の高齢者夫婦所帯は114所帯で、寝室に1カ所、火災報知器5,000円のものを設置いたします、57万円となります。

住宅用火災警報器等の設置に対する補助制度につきましては、竜王町老人日常生活用具給付事業実施要綱並びに竜王町障害者日常生活用具給付事業実施要綱によりまして、この福祉サイドの制度が制度化されておりまして、このことによりまして、消防サイドでは新たに補助制度を設ける予定はございませんので、今後、福祉部門と連携を図りながら運用させていただきたいと考えております。

以上、若井議員さんの「火災報知器の設置条例と無料設置について」の質問の答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 市町村で条例化されるものだというふうに私が認識してしましたので、東近江行政組合で条例化されているということがわからなくて、準備の不十分さをお詫びしておきたいと思っております。

それで、実はうちの集落でも消防団員の皆さんが、みんなが集まっている場所でいろいろ紹介してもらって、いわゆる今おっしゃっていた「とりまとめて」という集落なんですけれども、そういう周知徹底は今お話いただいたように、進められているのかなと思うのですが、高齢者世帯に対するそういう補助をしませんかという話については、老人日常生活用具給付要綱というのがあるので

という話で、そちらでいきますと全額補助されるものということになるのですか。その辺について、どの程度補助がされるのかについて、教えていただければありがたいです。

それから、この問題についてわざわざ町長さんに質問することはないのかなというふうに思っておりますので、今まで4つについてはそれぞれ町長さんの見解もいただきましたので、特にあえて質問はしませんけれども、本当に私としては、当初にもお話ししましたように、2期一緒に仕事をしながら、また今期、今お辞めになるということになるようでございますから、まだわかりませんかと思いますが、ぜひとも今後ともお元気でいただいて、今の体力をぜひ維持していただいて、「町長を辞めたからもういいのだ」ということではなくて、今後もぜひ町政の発展のためにお力添えいただければありがたいなということをお願いしておきたいと思っております。答えをお願いします。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長

**○福祉課長（松瀬徳之助）** 若井議員さんの再質問ということで、老人日常生活用具給付事業、そしてまた障害者日常生活用具給付事業の実施要綱の中で全額補助されるのかと、こういうような質問でございます。

現在、この2つの補助制度を持っておりまして、日常生活用具給付事業の中に火災報知器が項目としてございます。老人日常生活用具給付事業につきましては、対象者が要援護老人、また一人暮らしの老人で所得の低い方ということになってございます。この部分につきましては、生活保護なり生計中心者の前年の所得が非課税の部分につきましては、そういった階層につきましては、負担ゼロということになってございますが、そのほかの所得階層に応じまして一部負担があるということになってございます。

そしてまた、障害者日常生活用具給付ということでございますが、これにつきまして身障手帳の交付を受けた方が対象となるわけでございますが、これにつきましては自立支援法の補装具の関係で、基準額の1割の負担ということになってございます。以上、若井議員のご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** 全額なのかなと思って期待して待ってましたら、かなり、補助的には1割程度ということですか一部負担とかいう、生活保護の人については全額だという話で、あとはもう一部負担とか1割負担とかいう話ですから、こういう法律がきちんとできて、どこも設置をしなければならなくなったという

ことを踏まえて、この部分についてはより一層の充実を検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、いろいろとありがとうございました。

○議長（寺島健一） お待たせしました。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） ただいま議長より登壇を許されまして、一般質問ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。平成20年第2回定例会一般質問。5番、山添勝之。竜王町補助金の見直し検討について、お伺ひしたいと思ひます。

平成20年度当初予算計上補助金は、一部助成金を含めて約2億9,500万円、約3億円でございますが、なっております。補助金の受給団体も財政苦であることは分かるわけでございますが、補助金を受け取ることによってそれなりに効果が上がっていることは、否定はしません。しかしながら、また逆に疑問を持つ団体も見受けられるように思うわけでございます。

地方交付税不交付団体として、我が竜王町の豊かな財政力に甘えずして、歳出の削減努力が必要であると思ひます。こうした実態を踏まえ、この補助金が適正なのかどうか、民間の検討委員会などをつくっていただひて審査してもらえるように提言するところでございます。

行政も諸々のしごらみがあろうかと思ひますけれども、この際見直しを徹底していただひて、町民全体が納得のいく補助金交付としていただひたいと思ひます。検討委員会設置については、町当局はどのようにお考えでしょうか、ご所見をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 山添勝之議員さんの「竜王町補助金の見直し検討について」のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問にもございますとおり、竜王町におきましては、平成20年度当初予算におきまして2億9,490万1,000円の補助金を計上しているところでございます。これを大別してみますと、社会福祉協議会や観光協会等、町の外郭的団体への運営補助金が5,205万9,000円、老人クラブや青年団・PTA等への団体活動補助金が556万5,000円、自治会連絡協議会や民生児童委員活動費補助金、企業誘致にかかります奨励金等、政策推進要素の強い補助金が8,048万3,000円、広く町民皆さんへ活力と潤ひの提供を目的に実施いたします「ふるさと竜王夏まつり」をはじめとする各種イベント実行委員会への補助金が634万円、各自治区にて積極的な取り組みをいただひております「自ら

考え自ら行うまちづくり事業助成金」や保育園の延長保育促進事業費補助金等、事業への取り組みやその実績に応じて交付いたします補助金と、老人福祉施設整備事業補助金や農林漁業資金償還町助成金等、今日までの施設整備に対する償還助成を併せた事業補助金として1億3,344万4,000円、その他、町水道事業への補助金等として1,701万円となっております。

ご質問の補助金改革への取り組みにつきましては、平成16年度から策定に取り組まれた「竜王町自律推進計画」や平成17年度に策定をいたしました「竜王町行財政改革集中改革プラン」においても、財政改革の中の重要な項目として位置づけ、特に外郭的団体や各種団体への運営・活動補助金については、平成17年度に平成16年度比で20パーセントを基本に減額を行い、各団体のご理解をいただく中で、より効率的な運営をお願いしてきたところでございます。

また、「竜王町行財政改革集中改革プラン」においては、法律等に基づき、町独自の見直しが困難なものを除きます各種補助事業について、運営的な補助金から実績に見合った事業補助金への転換や、補助金の成果、有効な使途の検証を行う中で、重点化・整理統合・縮小廃止を確実に実施するため、改革の推進進捗を取りまとめるために、住民代表で構成する行財政改革推進委員会に評価検証部門を設置し、検討していただくべく進めてきたところでございます。

今後におきましても、議員ご質問の補助金等の見直し、さらに集中改革プランの見直し・進捗状況の進行管理も含め、行財政改革推進委員会において検討研究を重ねていただく予定でございます。

議員から、民間の検討委員会のご提言をいただいておりますが、現時点におきましては検討委員会を設置するには至っておりませんが、さらに検討を重ねる中で、町民皆様のご理解が得られる補助金制度の確立に向け鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、山添議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番。山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

私が言いたいことは、結局、民間の、学者を含めて第三者的に公平な立場でそれを見られる委員会を設置していただきたいということでございますが、そんなことを言っているわけですが、そのように応える、これから検討していくというお答えをいただきました。

今、補助金の対象者は誰ですかとお聞きしたいところでございますけれども、

ほぼ言っていました。しかし、この補助金というのは営利団体あるいは非営利団体、こういう割合のこともお聞きしたいと思います。そして、補助金のいわゆる基本理念とされているもの、例えばどこかが、「うちはこういうものを立ち上げたから補助金をください」と言っても、それはなかなか難しいことかと思えます。それにはやはり、竜王町の持っている基本理念はやはり大事かと思えます。それに基づいて決定されるのではないかと思うわけでございます。

また、基本理念にはずれるものについては、今ある、ただ惰性的に出している補助金とか、そういうものについては基本理念にはずれば廃止あるいは縮小となるのが当たり前かと思えます。そして、竜王町の場合、補助金の基本理念とともに、条例化と言うか、福祉関係においては条例化されているとは思いますが、その辺のところもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいま山添議員さんから再度のご質問をいただきました。補助金の基本理念は何かということでございます。

町では、今手持ちには持っておりませんが、補助金交付要綱を設置させていただいております。その中で目的等を持ちまして、その中で決める中で、補助金交付要綱に添うものにつきまして補助を出させていただいているというものでございます。

特に団体等、営利団体とかおっしゃいましたけれども、基本的にその要綱に合致したものにつきましては補助金を交付させていただくというものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

それから、特に補助金につきましては、特に先ほど申しましたけれども、団体補助とか事業補助、それから運営補助等も、外郭団体等への補助もしております。特に各種団体につきましては、町にあります老人クラブとか人推協とか体育振興協会とか、いろいろ組織しておりますので、その方たちに、先ほど申しましたようにその要綱に見合った団体であるならば補助金を出させていただいているというものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上、答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 今、主監からお答えいただきましたけれども、現在のような厳しい財政状況である中での補助金というのは、見直しというのは行政にとって必

要不可欠であろうかと思えます。しかし、いろいろな事業費の見直しや、また使用料の設定、その他補助金の見直しがすべてではないと思えます。ですから、財政状況を見ながら、いろいろなところでもまた見直しをしていただかなければならないと思えます。

先ほど私、条例化についてということをおっしゃっていただきましたが、お答えがございませんので、条例化についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 山添議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

今、補助金交付要綱というものがござります。基本的に条例がありまして、そして、条例に基づきまして交付要綱を設置を、規則等も定めさせていただきますので、特に助成金条例等がござりますので、その中で設置をさせていただいているものでござります。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） それでは、第2問の質問ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

職員の人事異動について。毎年4月には、人事異動が発令されております。本年度は比較的少なかったようです。ある部署においては、そこそ長期にわたり在職を求められている場合もあろうかと思えます。また逆に、長期にわたると業者との癒着等の心配となる事件も発生する場合があることもあろうでしょう。

しかし、専門的な面においても、「一般的にどう考えても、その部署にこの人は必要だったのでは」と思うこともあるのです。職員は、所属部署においてはオールマイティなプロでなければならないと思えます。適材適所の法則は必ずあると思うのです。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。どのような基準で人事異動に当たっておられるのか、基本的なお考えをお伺ひいたします。

○議長（寺島健一） 山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいまの山添議員からの「職員の人事異動について」のご

質問につきまして、お答えをさせていただきます。

議員ご高承のとおり、竜王町人材育成基本方針を平成19年3月に改定したところでございます。地方分権社会の進展に伴いまして、自治体は自主財源の確保と地方独自の創意工夫で魅力あるまちづくりを進めなければなりません。本町においては、行政改革集中改革プランを掲げ、その実現に邁進しているところであります。

自治体には、最小のコストで最大のサービスを将来にわたって安定的に提供していくことが強く求められており、地方分権社会の担い手がまさに自治体職員であります。行政経営において、「人・もの・お金・情報・時間」は重要な資源であると言われております。この中で、「人」以外の資源をうまく使いこなせるかどうかは、「人」次第であることから、「人」は最も重要な資源であると言えます。

その重要な資源である「人」を、組織の中でその能力を高め、活用できるように育てていく「人材育成」は、大変重要なことであります。人材育成が、業務の改善や自らの資質・能力を高めることに強い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮し仕事に取り組んでいく職員の育成を図り、組織全体の向上につながっていきます。

職員の育成の基本は自己啓発にあるのですが、その自己啓発の契機となり実際の学習の機会となる「研修の充実」、また、職員の能力と働く意欲を引き出す「人事管理制度の展開」、そして、職員がいきいき働くことができる「職場環境の形成」が重要であり、これらが相互に機能し合って人材育成が効果的に行われていくと考えています。

本町においては、人を育てる人事管理として、ジョブローテーションシステム、ブラザーシスター制度、人事評価制度等の取り組みを進めているところであります。その中のジョブローテーションとは、人事異動の手法のひとつであって、採用後10年から15年を目途に、職員の能力開発と適性把握の視野に立って、計画的に多様な職場をローテーションさせることであります。その後、職員の適性等に応じて役職への登用や人事配置を行うことを基本としております。これらを踏まえ、人事異動を行っているところであります。

業務の複雑・高度化により、今まで以上に職員の専門性が求められると同時に、多様性・汎用性も求められているところであります。本町の職員規模で、これらをすべてうまく機能させることは容易ではありませんが、職員一人ひとりがそれぞれの階層に求められる役割・能力を身につけ、それを職場において発揮でき大

きな組織力となることが、より質の高いサービスを住民皆さまに提供できることとなり、住民福祉の向上につながるものと考えておるところであります。

以上のことから、人事異動は職員の人材育成のための重要な方策のひとつであると位置づけし、人材育成基本方針に基づき実施していく考えであることを述べさせていただきます、山添議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 具体的に例えば、今、町長から基本方針を伺いましたが、その職種によっては3年ですよ、ここの職種によっては5年ですよというような、具体的にそういうことを言いますと、今の基本方針に沿ったことになっておるわけでしょうか。

極端にその部署においての長期在職者、あるいは短期に、もう1年も経ったら、2年目に替わってしまったというような退職者もあろうかと思えます。そういう対応の仕方においても、その基本方針に沿ったやり方なのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○議長（寺島健一） 勝見副町長。

○副町長（勝見久男） 職員の人事異動について、再質問をいただきました。職員の人事異動につきましてのご質問でございますので、私からお答え申し上げたいと思えます。

職員の人事異動につきましては、毎年4月に行っております定期異動と、この定期異動は新年度の執行体制を整備するために行う定期異動でございますが、それと業務の増減によりまして、そういったこと等の理由によりまして、年度の途中にでも行わなければならない異動もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、限られた陣容の中で、いかに効率よく業務が執行できるかと、また成果が上げられるかということを考えなければならないと思っております。

人事異動の基本的な考え方につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおりでございますけれども、個々の部署につきましては、今お話がありましたように、なぜベテランの職員を今異動するのかといったようなケースもあるわけございまして、これにつきましては、再質問でありますように、具体的にその職種によって何年経てば異動するかと、あるいはまた1年で異動する場合はこういうことだとか、そういうことが固定的に決まっているというものではございません。当然、人事異動につきましては組織全体を考えなければならないというのが、

こういった小さい規模のまちでは当然のことをごさいます、ケース的に言いますと、あまり長期間の勤務になりますと、どうしても組織がマンネリ化したり、あるいはやる気がなくなったりするものでございまして、こういったことも考えなければならぬというふうに思いますし、また、技術職とか専門職、こういった職員の皆さんにも、やはり事務職の仕事も知ってもらわないことには、なかなか仕事がうまくいかないという部分もございまして。そういうことから、その時その時の職員の状況に応じて判断をして、人事異動を考えなければならぬと、こんなふうに思っているところでございまして。

そういうようなことで、人材育成のそういったことも考え、あるいはまた業務がうまくいくかということも考え、いろいろな状況を総合的に判断した中ですべての部署について決定をしていかなければならぬということをごさいますので、そういうようなことで、その結果、部署につきましてはベテランの職員が替わってどうなっているのかとか、あるいはまたいろいろなご意見をお聞かせいただくことはあるわけですが、今申し上げましたように、総合的な組織体制づくりの中で判断をしてやらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

いろいろな事情により、各部署においてはということをごさいましたけれども、例えば町外に対して派遣されて、勉強のためというように、今、県に派遣されているような場合もございましてけれども、ということも考えられるのではないかと思いますけれども、仮にAさんという方が、例えばその部署において課長さんであったという時に、その課長さんがよその部署に行くと、そのまま肩書きが課長さんなのか。あるいは係長さんになるのかという場合も、いろいろと想定ができるかと思っております。そういう場合においては、そういうことのないようにされているのかどうかはわかりませんが、いろいろとところで勉強させるとなれば、やはりそういう場合もあり得るかと思うのです。

だから、そういうことも考え、同じ部署の中で階級が上がっていくというのは問題はないわけをごさいますけれども、よその全然違う部署へ行けば、全く素人さんのようになってしまうと。先ほど私は初めの質問において、すべてオールマイティ、プロでないといけないと。それが町民さんに対する奉仕であるというふうに思うわけですので、その方がどこかへ行って、課長さんのまま行かれたという人

も、でも、業務においては何もわかってないと。かえって下の方のほうがよくわかっているという場合があるかも知れませんが、その辺の対応をお聞きしたいと思うのですけれども、ひとつお願いします。

○議長（寺島健一） 勝見副町長。

○副町長（勝見久男） 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今の話につきましては、職階の話ではないかなというふうに思うわけですが、公務員の場合は職階制度というものがございまして、係長級あるいはまた課長級・主監級とあるのですが、それぞれ昇格規定もありまして、その職階によって仕事をさせていただいているというところがございます。

そういうことから、人事異動と職階ということにつきましてはの考え方でございますが、課長であった者を次のところで係長にするということについては、これは明らかに降格ということになりますので、これはいわゆる不利益処分ということになりますので、これについては一定の理由がないとそれはできないということになってございますので、これはなかなか難しい問題でございます。

そういうことから、当然、人事異動で替わりましても、課長でありましたら次替わりましても課長で替わっていくというのが、これは竜王町だけでなしに、国も県も町もそれぞれ皆そういう形のシステムがあるわけでございます。

そういう中で仕事をやっていくということでございますので、若い時代にいろいろな部署で勉強して、どこの課長になっても一定仕事ができるという体制は若い時につくっておかなければならないということで、いろいろ、先ほど町長が申し上げました基本方針の人材育成方針ということでの人事異動のローテーションがあるわけございまして、そういうような判断でずっとやらせていただいておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） それでは、第3問目ということで、よろしくお聞きしたいと思います。

実は私、ここに、次3問目の題を申し上げるわけですが、先ほど若井議員さんから、私が書いているにもかかわらず再質問においてされてしまったわけございまして、何かまた同じことを聞くようなことになるかも知れませんが、その辺はひとつよろしくお聞きしたいと思います。

アウトレットモール開店後の国道477号の渋滞対策についてということでございます。平成22年、三井不動産によるアウトレットモールがオープンする

予定となっておりますけれども、そこで心配されるのが、周辺住民を含む多くの町民の皆様から指摘されているように、国道477号の渋滞問題です。私も折に触れて、執行部に対し申し上げてまいりました。いったいどうするのかというようなことを再々申し上げてきたわけでございますけれども、しかし、その答えはいつも「右折溜りをつくる」、あるいはまた「名神の南交差点を常時左折方式にして車をさばく」というようなものであったわけでございます。

さて、先日、先ほども話があったのはここからですが、埼玉県入間市において、竜王と同じ三井不動産によるアウトレットモールがオープンして、当日は当然のこと、その後も何日にもわたって大渋滞が続いたようです。この件はテレビでも放映されておりましたので、ご存知の方も多いかと思っております。

そこで、ここ竜王においても同じ三井によるアウトレットモールのオープン当日、また特異日において、車が大変な状態になるのではないかと危惧しておるところでございます。

そこで、この起こるであろう交通渋滞を少しでも緩和して、地域住民の皆さんへの迷惑を最小限に抑えようと。これからでも早急に「対策検討委員会」なるものを立ち上げて、善処していく必要があると思うわけでございます。

私は薬師でございますので、昭和34年からこの西の山の開発というもののためにその土地を提供した者の1人でございますけれども、それによってやっとここまで来た、薬師としては大変喜んでおるようなところでございます。そして、私もぜひこの問題はいろいろな諸問題を解決されながら、このオープンに向かって進んでいていただきたい。誠にそのように思っておるところでございますが、アウトレットモールが本当にできてよかったなど、こういうふうに町民の皆さんが思えるようにしなければならないと思うわけでございます。地域でいくらやいやいと言っている、また、同じ地域でも、先ほどの話もございましたが、希望が丘団地においては、またいろいろな問題をこれができることによって抱えるわけでございます。そういうことも含めて、1つずつを対応していかなければならないと思っております。

そして、また竜王町は今、ほかにも中心核とかいろいろな県有地の問題とかいって、いろいろな問題を抱えておるわけでございますが、大きな問題でございます交通の問題でございます。477号の交通、この問題をやはりある程度専門的に考えていく、これから対応していかなければならないと、これが竜王の発展のために絶対に不可欠というふうに思うわけでございます。町当局のお考えをお伺

いいいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山添勝之議員さんの「アウトレットモール開店後の国道477号の渋滞対策について」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご高承のとおり、竜王インターチェンジに隣接して大型商業施設が、平成22年夏頃のオープンを目指して各種許認可の申請が進められております。この施設への来店車両数は、平日一日当たり約2,630台、休日一日当たり8,770台、休日のピーク時では1時間当たり約1,260台が想定されています。また、来店車両の来店方向は、竜王インターチェンジから65%、県道竜王石部線方面から10%、国道8号方面から20%、国道477号岡屋方面から4%、竜王町役場方面から1%と想定されています。

このようなことから、大型商業施設への取付道路となります国道477号の交通体系については、滋賀県道路課主管の「(仮称) 竜王商業施設開発に伴う交通部会」を平成19年7月27日に立ち上げ、協議を重ねてきました。当交通部会には、滋賀県道路課・滋賀県地域振興課・東近江地域振興局道路担当課・近江八幡警察交通課・県警交通規制課・公安委員会・ネクスコ西日本・竜王町が、メンバーとして組織されております。

この交通部会の中では、現在の交通量をもとに商業施設計画による交通量の増加に対し、どのような交通体系の整備を行えば渋滞を起こさせないかを検討してきました。具体的には、各交差点における方面別の交通量の解析から、交通量の分散計画を立て、公安委員会に協議を行い了承を得てきました。議員ご質問の「対策検討委員会の立ち上げ」につきましては、大変重要な位置づけにある委員会と考えており、町といたしましては、先に述べました交通部会の組織を通じて円滑な交通確保が図られるよう、協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

今、田中課長のお答えでは、以前からずっと聞いているようなことが続いているわけでございます。やはり、何回も申しますけれども、交通渋滞が起こったのではもうどうしようもないわけですよ。今、対策委員会を立ち上げたらどうですかというふうにお聞きしたわけですが、交通部会があるとかというような話でございますけれども、従来の考え方だけのみならず、やはり誰か別にそういう

部会に新しい風を入れる方をその部会の中へ加えたりして、なんと言っても竜王町民が迷惑を被るのでは困るということで申し上げているわけでございますので、そういうものを含めてやはり考えていただきたいと思うわけです。

先ほどの質問の中で私は、「このアウトレットのみならず」ということであとで付け加えたと思うのですよ。またいろいろな問題をこれから竜王町は抱えていくわけです、大きな問題を。それに対してもやはり、そういう委員会が要るのではないかというようなことを申し上げたのですが、そのお答えをいただけないように思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま山添議員さんからの再質問ということで、特に交通部会とかに、新しい風を入れてはどうかという話がありました。

現在動きをしております交通部会に、先ほども話がありましたように、入間の方でオープンになりました。オープン当日はいろいろな問題があったということで、何点かの貴重な意見も伺いましたので、そのような意見も、実際の意見も取り入れながら検討したいと思っています。そして、そういうふうなものも今後の国道477号周辺のいろいろな開発にも当てはめながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上、回答といたします。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 4番目の質問ということでございますが、やはりこれまた申しわけないのですけれども、アウトレットの問題でございます。

アウトレットができることによって、今、町道になると認定された道路の件でございます。事業者によって整備されて、町道になるという道路で、その部分で、今でもあの山に産業廃棄物等々が捨てられて、また、マウンテンバイクと言うのですか、モーターバイクと言うのですか、が入って、山は大変な被害を被っておるところでございますけれども、その道路に、三井の関係のところにおいては、進入防止ゲートあるいはフェンスなどを張って施されるものと、不法侵入に対処されると思いますけれども、いわゆる町有地の部分です。隣接地が町有地、あるいはその辺を持っている個人所有地、所有者との隣道の部分においてはどうかされるのか。フェンスなんかはとてもできないと思うわけでございますが、その辺を当局は考えておられるかどうか、アウトレットモールの周辺管理をどのようにお考えなのか、質問させていただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 山添勝之議員さんの「アウトレットモールの周辺管理について」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、町道が新設された後には、当該地区への出入りが容易となります。そのままでは不法投棄や不法侵入が増える可能性がございます。しかしながら、土地の管理につきましては、第一義的には所有者の責任において対策が講じられるべきものであると考えられます。当然、新しい商業施設の事業者に対しては適切な対応を指導してまいります。町有地や個人所有地につきましては、その状況に応じまして所有者が適切な対応を取っていくべきと考えております。

なお、竜王町におきましては環境監視員を今現在も雇用しておりますし、町内巡回によります不法投棄等の監視パトロールを行っておりますが、今後は当該区域についても重点的に巡回するなどの方策が必要であると考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げまして、山添議員さんの質問への回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 5番、山添議員。

**○5番（山添勝之）** ありがとうございます。

しかしながら、今のお答えでしたら、道路はできた、道路に隣接しているところの者がその管理をしろということでございました。商業地の場合はそうやってガードマンとかいろいろな管理者をつくって、見張りに回ったりすることは可能かと思うわけでございますが、個人的に持っている所有者、これは「何を言っているのか」と、勝手に町がここを道をつくらせておいて、なおかつ管理は自分でしろとも、それはおかしいではないかということになるかと思っております。現在でも、今2本の橋があるわけで、その橋をゲートで閉められてしまっただけで入れなくはしたにもかかわらず、善光寺川の中を道を通ってバイクが入っていったら、そういう状態が続いておるわけでございますので、やはり町としても土地の所有者が管理しろということだけでは済まないのではないかと、そういうふうにおもうのですけれども、いかがなものでございましょうか。

**○議長（寺島健一）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 山添議員さんから再質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

現在開発をされようとしているエリアにつきましては、以前から散在性ごみ、あるいは不法投棄車両等がたくさん発生しております。また、バイク等での山を

走っているという状況も散見しております。

先ほど主監がお答えいたしましたように、町といたしましては、まずもって一時的には、これはこの土地以外でも、個人所有地の方については個人が善良に管理するということがまずもって前提でございます。しかしながら、今日までございました散在性ごみ、あるいは不法投棄車輛につきましては、町あるいは事業者等で一部撤去もさせていただきました。

今回のこの計画によりまして、町道の隣接エリアについては、先ほど議員が仰せのとおり、散在性ごみ、あるいは不法投棄車輛の増加が懸念されることは事実かと思われま。このため、担当の生活安全課といたしましても、今まで以上に監視のパトロールの強化、さらには県も監視員を置かれておりますので、夜間の監視の強化、それから事業者にも協力を得ながら、当エリアについて対応をこれからまた考えていきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、不法的な行為をする者に対しては、やはりそれなりの対応と言うか、所有者の方につきましても対抗をしていただかなくてはならない時期が来るかと思っておりますけれども、町においてもそういう対策について、今後、関係機関とご相談しながら、対抗措置をとっていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上で、山添議員さんのご質問への答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） またまたアウトレットでございます。「アウトレットモール開店後の善光寺川への汚水流出について」ということです。

三井不動産によるアウトレットモールが開店しますと、3,300台可能な駐車場から排出される雨水が、掘込式調整池といわれる所を通して善光寺川へ流出するわけでございますが、その汚染対策というのはどうなっているのでしょうか。

そこに、七里・鶴川地区において石部神社と薬師との間ぐらいのところ辺に、「たつろう」と呼ばれている吸水口があるわけです。そこから里中へ、七里・鶴川方向に水が流れていっているところがあるわけでございますが、七里・鶴川の皆さんが大変心配されているようなわけでございます。その汚水対策というものに対しての町の対応の仕方を、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山添勝之議員さんの「アウトレットモール開店後の善光寺川への汚水流出について」のご質問にお答えさせていただきます。

今回の大型商業施設の雨水対策につきましては、駐車場に降った雨は、施設内の側溝を通じて調整池に流入し、排水量を一定にして善光寺川へ排出されます。議員ご質問の駐車場からの汚水対策についてでございますが、商業施設から発生する汚水は公共下水道に接続いたしますので、河川等には流出することはありません。駐車場からの雨水につきましては、通常問題がないものと考えておりますが、農業用水に影響が出ないように、施設の整備等について事業主に指導していきたいと考えております。

なお、善光寺川の水質検査につきましては、河川および工場排水等調査業務において、水質については年2回、底質については年1回の検査を行っております。

以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。

駐車場からの水は、何の処理もなく掘込式貯水池に流れるということです。駐車場からの水と言いますと、やはり油を多分に含んでおるものでございます。そして、掘込式池は何の処理もしない池なんですよね。ただ溜めるだけの池です。油はおのずから上に上がってきて、いの一番に流れて行くわけでございます。

ところが、先ほどの答えは、年に何回か川の検査をするということでございますけれども、実際に流れていっているところを検査しても、流れているまでの部分は流れていってしまっているわけですよ。その辺をやはり考えるべきではないかと思うわけです。

私は、掘込式貯水池において何かの処理をすべきではないかということをおっしゃっているわけでございます。もちろん、あれは事業者の範囲内ではございましょうけれども、しかし、当局としてやはり「こういうふうにはしないといけないのと違うか」ということを言っていたらかないと、水を溜めて、ただ出しているよというだけではだめだということだと思っております。そのお答えを願いたいと思います。

少し時間をいただきまして、先ほど私は「たつろう」と申し上げております。「たつろう」とは何かというところがあるかと思っておりますので、調べた範囲内で言わせていただくと、七里・鶴川の「たつろう」というのは非常に歴史が古いようで、1634年、関が原の合戦の頃にできているようでございます。これは、滋賀県の文化財だよりというもので発表されておりますので、それから拾って今申しているわけですが、なぜそんなものができているのかと。今のものは

昭和になってからでございますけれども、コンクリートできているわけでございます。

大正9年に薬師と七里・鶴川の水のいざごぎがあったそうで、そのために改めて「たつろう」というものをつくられて、水をわからないように引いたということです。おもてに出ないということだそうですが、そのように教えていただいております。水上の薬師の方は湯壺というのがある、そこから水が流れていくわけですが、薬師だけが取っていてこちらに回してこない、善光寺川に回してこないというような話があったのではないかと思います。

そういう、やはり七里・鶴川さんにとって水というのは、今は農業用水は琵琶湖用水等々でまかなわれておられるかも知れませんが、やはりいざという時に必要ではないかと思っております。ですから、心配されている、「たつろう」に流れていく水が汚水になっているようでは使えないということになっていきますので、やはりその辺の考えを持っていただいて、そういう歴史のある、今現在あるのは歴史があるということでもないですけども、「たつろう」という名前自体も歴史がある言葉でございますので、それはやはり守っていかなければならないかと思うわけでございます。ですから、そういう1つの企業が来ることによって、1つの施設がつぶれてしまった、使い物にならないようになった、これでは困るわけでございますので、やはりその辺のところの対処の仕方をお願いしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。汚染の対策、善光寺川に流れるまでに何とか対策をしないといけないのではないですかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま山添議員さんから、特に駐車場に油が落ちた場合、それが直に調整池へ落ちると、そうした場合どのように調整するかと、そのまま善光寺川へ流していいものかということで、その対策ということでご質問をいただきました。

まだ現在は、それについてまだ設計の途中ということで、まだ具体的な計画は立っておりません。ただいま議員さんからいただきましたいろいろな意見を最重要視しながら、業者にも指導してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上で回答といたします。

○議長（寺島健一） 3番、村田通男議員。

○3番（村田通男） 質問させていただきます。岡屋地先県有地についての取り組み

状況をお伺いします。

岡屋地先の県有地につきましては、今日までに、滋賀県において県有地の有効利用を図るため、企業立地を推進する方向で、工業用地の開発を前提に、事前調査として概略設計を実施されたと説明を受けました。

そこで、その後における滋賀県としての対応、県企業誘致推進室、土地開発公社などは、どのように進めておられるのか、現在の進捗状況をお伺いします。

また、開発後、企業を誘致されたときには、湖南市下田方面から竜王インターチェンジの間の国道477号の交通渋滞が予測されます、町として今から県に対して4車線化等の対応策を協議・要望をしておかないと間に合わないと思います、町当局はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 村田通男議員さんの「岡屋地先県有地についての取り組み状況」のご質問にお答えさせていただきます。

平成19年12月第4回定例会でも質問をいただき、お答えさせていただいておりますが、ご高承のとおり、この土地は昭和48年に用地買収がされた後、具体的な計画の進展がなく、再三にわたり早期有効利活用の要望を行ってまいりましたが、昨年11月の県議会常任委員会において、県有地75haにつきましてはようやく工業団地開発に向けた検討に着手することが表明されたところであります。

また、町といたしましては、例年4月に、本年も4月でございますけれども、地元岡屋自治会長さんをはじめ関係者の皆さんと共に、滋賀県に対しまして早期の事業着手について要望してまいりました。嘉田知事からも、体制を整えて検討していく旨ご説明をいただいたところでございます。

現在、滋賀県と滋賀県土地開発公社において、昨年度実施された事業化に向けた可能性調査の結果を検討中であるとのこととあります。まもなく町に対しても正式な説明をいただけると聞いておりまして、関係部局において精力的に取り組んでいただいているものと認識しております。

また、企業誘致面では、県企業立地促進協議会の取り組みに参加すると共に、県企業誘致推進室と連携して県有地への企業誘致のための連携体制を整えるなど、早期の立地企業決定に向けて取り組んでいるところであります。

次に、湖南工業団地から竜王インターまでの国道477号の渋滞問題についてでございますけれども、現在でも県道春日竜王線交差点付近から交通渋滞が発生

しており、大変重要な課題であると認識しております。早期の4車線化が望まれますが、まずは、交差点改良と道路拡幅をしていただけるよう、県道路担当部局に要望しているところであります。

いずれにいたしましても、町としては、この事業の実現に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上、村田議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 3番、村田議員。

**○3番（村田通男）** どうもありがとうございました。

土地開発公社につきましては、先日、今も言われましたように小西主監に同行させていただきまして、私も地元代表の議員として行かせてもらったのですけれども、その時の状況としましては、今も言われましたように、私も聞いておりますところ、相当よい感触を得たというふうに感じております。これも町の方から、町が決定することではないのでなかなか言っただけないところもあると思います。けれども、やはり決定次第、議会の方にも説明をすばやく対処をまたよろしくお願ひします。

また、国道477号の問題につきましては、とにかく先ほどからアウトレットの方でも再三取り上げられておりますけれども、先ほど言われたのを聞いていたのですけれども、1時間に1,260台ぐらいでしたか、ということは、1台が通るのに3秒、3秒に1台車が通るのです。3秒に1台というと、1車線では絶対に処理しきれません。これがアウトレットの入り口のところでですよ。あちこちへ行きますから。1車線の道路で3秒に1台の車は処理できません。

ですから、そういうことも考えてもらった時に、やはりダイハツさんはあそこを主要道路として今ところ使っておられますけれども、そういうような状況を踏まえた時に、アウトレットでもう満杯になる。だから、せっかくダイハツさんはあれを主要道路として使っているのに、どこの道路を使えばいいのだというようなことにもなってきます。

ましてここに企業が来るわけです。絶対に1車線では処理しきれない。もう数字の上だけではっきりそういうふうに言われているのだから、これはもう何がなんでも4車線以上の道をつくってもらわないと処理しきれないということになってきますので、そののところよろしくお願ひしたいと思います。質問を終わります。

**○議長（寺島健一）** 8番、蔵口嘉寿男議員。

**○8番（蔵口嘉寿男）** 私は、(株)雪国まいたけの工場建設の見通しについて、質問いたします。

(株)雪国まいたけ滋賀工場の第2期の造成工事が昨年12月に完了したが、その後における工場建設の計画が示されない状況にあります。本年8月頃には、会社側から建設計画についての回答が得られるとの説明を受けているところですが、子会社の雪国まいたけ販売(株)が倒産し、負債を抱えているとの風聞が町内に流れています。

(株)雪国まいたけの経営状況が、基本協定締結の時期より悪化しているのではないかと心配されます。まず、直近の経営状況についてお尋ねをいたします。

さらに、農村工業導入促進法の認可期限が再延長されましたが、間もなくこの3年間も切れることになりませんが、この期限が失効した場合の工場用地は農村工業導入促進法の適用除外となり、新たな局面で工場建設の方策が必要であると考えますが、その見通しについてお伺いいたします。

今、会社側の回答待ちではなく、経営状況から見て滋賀工場建設が可能であるか否かを積極的に判断する時期にきていると思います。工場建設は雇用の確保はもとより、地域経済の活力を生む重要な施策でありますとともに、地元や土地提供をされた方々の思いを含めて、町の判断の時期と会社側に対する交渉の方針についてお尋ねをいたします。

**○議長（寺島健一）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 蔵口議員さんの「(株)雪国まいたけの工場建設の見通しについて」のご質問について、お答えをさせていただきます。

本町山面地先の雪国まいたけ工場建設の件につきましては、ご承知いただいておりますように、2期地区開発造成につきましては本年1月に完了検査済みとなっており、開発許可および農地転用許可をもって、(株)雪国まいたけに所有権移転がなされたところでございます。

最近の経営状況というところではございますけれども、3月期末の状況としては、業績回復に向けた経営改善に努力され、前期を上回る実績は上げられているものの、目標には到達していないことと聞いております。こうした業績状況や資金調達の事情から、平成20年度での滋賀工場建設実施の決断には至っていないとの推測をしております。

事業者は、3月末時点においては、農工法の期限を念頭に置き、建設にかかるには今後1年の猶予をお願いされてきたところではありますが、町および地元か

らの厳しい要請に応える形で、事業者から、本年度中間期（9月末）における判断をするとの回答をとりつけております。

当該計画の実現は、町・地元はもとより町民皆さんの大きな期待であり、今後、計画実現が一層遅れていくことは、これからのまちづくりの進展にも大きく影響をきたしてまいります。まずは、本年度中間期の事業者からの建設決定の前向きな判断を期待するところでありますが、様々な判断が想定されます中、今後におけます竜王町のまちづくりへの大きな影響や農工法の期限などを斟酌いたしますと、事業者の所有地ではございますが、町としても、その有効な活用と早期建設に向け引き続き指導していく段階であると強く感じております。

以上、簡単ではございますが、回答とさせていただきます。また、この懸案事項の実現に向けまして鋭意努力を傾注させていただきますので、議員皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） ただいまご回答いただきまして、ありがとうございます。

雪国まいたけ販売(株)の負債額というふうな風聞が流れておりますが、その負債額がどういふようになっていて、それを本体の(株)雪国まいたけがかぶっているのかどうかというような情報も得たいと思います。それがまず1点です。

それから、農村工業導入促進法の適用除外となった場合の工場用地は、いわゆるただの遊休地の雑種地になるわけでございますが、再度その開発等はどのような手続きで行われるのか、お尋ねいたしたいと思います。

第3番は、メインバンクの工場建設に対する融資がなかなか得られないので、工場建設の目途が立たないというふうなことを聞いておるわけでございますが、このような状況ではなかなか工場建設がおぼつかないと思うわけでございます。過去の竜王町で努力されたように、その企業をあきらめて次の企業に斡旋する、昔で言いますと、関西鉄鋼大阪高圧の跡地に積水樹脂・アイズ・GBS・ダイハツという企業が張り付いていただいたように、そのような方策もいよいよもう考えていくような時期ではないかなと思うわけでございますが、その辺のお考えもお聞きしたいと思います。以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 蔵口議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の雪国まいたけ販売(株)と(株)雪国まいたけの関係ということでございま

すけれども、お聞きしますと、雪国まいたけ販売㈱については一定会社を整理されたというふうにお聞きしております。しかしながら、冒頭申し上げましたように、土地についてはすべて㈱雪国まいたけの所有地ということでございますので、地元との交渉等につきましても、引き続きまして会社と地元と調整をさせていただいております。

ただ、1点申されました負債云々という話については、詳細はお聞きしておりませんので、お答えすることができません。

2点目の農工法の関係でございます。冒頭申し上げましたように、農村地域工業等の実施計画につきましては、議員もご承知のとおり平成13年度から18年度まで設定をさせていただきました。この計画につきましては、引き続き3年間ということで、平成21年度まで延長させていただきました、期限までに工業等の導入を目的とさせていただくというものでございます。

今後におきましては、県ならびに今現在では先ほど申しましたように一年の猶予ということで、平成21年までであるわけでございますけれども、滋賀県とも協議しながら、この部分については協議をさせていただきたいと考えております。

それから、3点目のメインバンクの関係で工場建設が遅れるということでございます。冒頭申し上げましたように、㈱雪国まいたけにつきましては、先ほど若干、平成20年3月期の決算につきましては上昇しておると。売上高が273億円ぐらいございまして、経営利益も増えているという状況でございますけれども、お聞きしますと、やはりメインバンクの、増収益があるけれども、その状況でないというふうにお聞きしておるわけでございますけれども、引き続き早く業績を半年間ぐらいの間にも上げていただいて、何とか工場建設ができるような体制をということで、過日も交渉をしておるところでございます。

売れ行きによって、その時期を逸するとなかなか難しいわけでございますけれども、業績を上げていただくように努力していただくのと同時に、引き続き工場建設を早期にさせていただく。委員会の中でもご質問がありましたけれども、町といたしましては早期に工場を建てていただくということで今現在は交渉しておりますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 再々質問になるわけでございますが、我々のうわさと言うか、風聞かもわかりませんが、雪国まいたけ販売㈱の負債額というのが相当大きく、うわさで大きくなったのかわかりませんが、聞いておるわけですが、

この負債額がわからなかったら話になりませんので、今日資料がなかったら後日でもよろしいので、それを報告いただきたいと思います。会社から聞いたということでもなしに、町から調べてもらうような形の中で、何らかの形でお知らせ願いたいと思うわけです。

それから、私、再質問の3点目に申しあげましたように、町が雪国まいたけに対してどのような基本方針で今後交渉にあられるのかというのを、なかなかはっきり見えてこなかったように思いますので、そこらあたりもひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 再度のご質問でございます。若干、今、議員が申されましたように、先ほど申しましたように、一定の会社の整理をされたということはお聞きしましたけれども、その負債云々ということはお聞きしておりませんので、その辺確認はさせていただきますけれども、お答えしていただけるかどうかわかりませんけれども、その辺は調査をさせていただきたいと思ひます。

それから、3点目の再度のご質問でありました、工場建設ができない場合、町としての方針をどうするのかというご質問でございますけれども、先ほど冒頭申しましたように、今現在は既に(株)雪国まいたけの所有地で1期・2期の工場造成も終わっているわけでございます。特に今現在では、町といたしましては、早く建設をとということでしきりに話をさせていただいておるわけでございます。会社としても何とか努力はしたいという意味もございまして、引き続き建設ということでございますけれども、議員のご質問については、今後におきまして農工法の関係もございまして。県ともいろいろ協議しながら、町としての方向もある一定、一定の時期にはと思ひますけれども、今現在の段階としては、その所有者に対して何とか早く建設をとということで申し入れをしておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次に、4番、山田義明議員。

○4番（山田義明） 町内の医療機関の充実について、お伺いいたします。

私たちのまち竜王町は、他の町と同様高齢化が進むと言われております。高齢になっても健康でいきいき暮らせることは大変ありがたいことですが、ややもすれば体力も落ち病気になりやすい状態となります。もちろん、若い方も同様に病気になります。この時、近くに医療機関があるとないとは、その後の治療や療養に大きな開きが出てきます。

そこで、本町の医療機関の充実について伺います。1点目、竜王町の医療機関の役割分担は、町ではどのようにされているのか。2点目、今後、医療機関の充実についてどのように考えておられるのかお伺いします。以上でございます。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 山田義明議員さんの「町内の医療機関の充実について」のご質問にお答えさせていただきます。

議員仰せのとおり、日本の人口は2005年をピークに減少に転じ、少子高齢社会に突入しました。竜王町の高齢化率は本年1月現在で17.1%ということで、県下でも高齢化率の低いところではありますが、町内の状況を見ますと、30%近くまで高齢化率が上がっている集落もあります。

高齢になっても健康で元気に過ごしていただくということは、誰しも願うところでもあります。また、お年寄りだけでなく、心身ともに健康であることは、すべての方々にとって生活の質を高めていく上で基礎となるものであります。すべての方々が、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするためには、病気の早期発見・早期治療にとどまることなく、健康を増進し、発病を予防する第一次予防に重点を置き、強力かつ効果的に若い頃からの自らの生活習慣を見直し、生活習慣病予防、壮年期死亡や認知症や寝たきりにならないで生活できる期間（健康寿命といわれている）の延伸を図っていくことが極めて重要であります。

そうしたことから、竜王町では心豊かに健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指しまして、住民が主体となり関係機関・団体・行政が支援し、健康づくりを進めていくため、平成16年度に「健康いきいき竜王21プラン」を策定し、その推進に努めてまいりました。また、平成19年度は、その中間評価の年度にあたりましたことから、事業の進捗や目標の達成度を評価した上で、後期計画（見直し計画）を策定したところであります。

議員の1点目のご質問に、竜王町の医療機関の役割分担についてお尋ねをいただいておりますが、「健康いきいき21竜王プラン」では、それぞれの基本的役割について示しております。ご質問の医療機関につきましては、治療ということが基本にありますが、診療時や薬剤の提供時におきまして、患者さんの生活習慣の改善や疾病予防に関する指導・アドバイスをしていただくとともに、竜王町が進めます健康増進関連施策につきまして、専門的立場から助言や評価をいただくという役割を担っていただいております。

2点目のご質問で、医療機関の充実についてお尋ねをいただいております。議

員もご承知いただいておりますように、竜王町内の医療機関は、医科が3診療所、歯科が4診療所ありまして、それぞれ地域医療の推進にご尽力いただいております。議員のご質問は、医療機関の充実ということで診療所を増やす考えはないかというご質問であろうかと存じます。個人が診療所を開設されることにつきましては、竜王町内における医療体制が充実されるということで非常に良いことと考えておりますが、竜王町としましては、現時点では積極的に医療機関を誘致する具体的な計画はありませんが、前段ご回答申し上げました「健康いきいき竜王21プラン」に基づく諸事業の推進に努めてまいりたいと考えますので、よろしくご理解を賜りまして、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

○4番（山田義明） 再質問させていただきます。

山之上にある竜王町国民健康保険診療所の件でございますが、ここは月曜日から金曜日の8時半から5時までがお医者さんがおられるという時間帯になっております。今までも質問させてもらったのですが、夜間診療また休日診療ができるように改善してもらえないかということで質問させてもらったのですが、検討するという段階で話は一応終わっています。

先ほども言いましたように、高齢者の後期高齢者医療制度というものにつきましては、担当医制というのがございまして、担当医を選択するというか、選ぶというようなことになっているのですけれども、実はいつも診療所で泊り込んでやってもらえると、いつも診療所を開いてもらわなくても結構でございますが、やはりいざという時には助かるという思いがございまして。今のお医者さんができれば山之上診療所の宿舎があるわけでございますが、ここに、もし、今の状態でしたら物置の状態になっているわけでございます。ここを立派な宿舎にすれば、ひよっとしたら泊まってもらえるのかなということは、尋ねてはいないのですけれども、もしそうなった時には今おられるところから引っ越してもらえるのかなということをお聞きしたいのと、それから、今のお医者さんにつきましては契約更新という格好で延長されるという話でございますが、もし先生が替わられた場合には、やはり今まであの宿舎を利用して診療業務に当たっておられた先生方もおられますし、実際遠くの先生でしたら宿舎がないとやっていけないということもあるのですが、その辺で宿舎の改善と言うか、改造と言うか、こういったことも検討に入れて、夜間とかあるいは休日の診療の充実ができるかどうかを、まず1点目はお尋ねしたいということでございます。

2点目は、先ほども特に診療所の拡充はないという話でしたが、西武さんから寄贈された土地でございしますが、これにつきましては一応、公共的な施設に使ってもらいたいという話でございまして、用途につきましては限定されるのではないかと思いますのですが、その中でも医療ということにつきましても、これは公共的な面で使えるのではないかなと思うのですが、中でも医療ということにつきましても、これは公共的な面で使えるのではないかなと思うのですが、問題、あそこに6haとか10haの大きな土地でございします。診療所云々という話ではなくて、民間の病院と言いますか、医療法人のようなものができれば公有地、できたらどうかと私は思うのですが、例えばもしあの土地がそういった方向で今後活用されるのだったら、この土地につきましては、できれば無料で長期に貸与できるのかとか、公共的に使う場合、今後いろいろと考えておられると思うのですが、あの辺の土地の活用につきまして、もしできることならそういう医療機関ができればいいなと私は思うのですが、その点につきまして、あと土地の活用についてもお尋ねしたいなと思いますので、よろしく願います。以上、2点でございします。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 山田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

山之上の診療所の件につきまして、具体的にご質問をいただいております。医療制度改革の中でも、役割分担ということが言われております。そういう中で、やはり身近でかかれるお医者さんと言いますか、かかり付け医を自分でつくっておくということがこれから大事になってくるかなと思うわけでございします。

そういう中で、今現在、山之上の診療所につきましては、勤務は午前中に診療をやっていただいて、午後は往診に回っていただいておりますということございまして、夜につきましては帰っていただいているということございします。夜間にわかにかかりたいという時につきましては、ご不便をさせていただいていると思うわけでございしますが、このことにつきましては、以前から議員さんからもお話を聞かせていただいております、今の自立推進計画の中でも民間活力の導入というような、民営ではないですが、民間的な手法で経営していくというような提言もあるわけでございまして、そうしたことも含めまして、担当していただいている医師の方々とも常に協議をさせていただいているということございまして、その結果どうなのかというご質問かと思いますが、まだお答えさせていただくような状況まで至っていないというのが現状でございします。

夜診なり含めていろいろな診療体系があろうかと思うわけでございしますので、

そういったことも含めまして、今後も協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

そして、宿舎でございますが、宿舎の件につきましては今現在利用していただいておりますので、若干、環境を整えていくということも非常に大事かと思っておりますので、今後そういう宿舎を利用していただくという状況になれば、再整備も考えていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 山田議員さん再度のご質問で、町有地の利活用についてのご質問でございます。

委員会でも申し上げましたけれども、この土地につきましては公共的な利活用ということで、今後におきまして、平成20年におきまして遊休地活用計画まちづくり委員会等も立ち上げる中で、住民の皆さんと協議をさせていただきたいということでございます。山田議員さんのご意見をお伺いしながら、それも含めまして委員会の中で研究もさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、お答えいたします。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

○4番（山田義明） ありがとうございます。国民健康保険の診療所も充実されるように、これからも積極的なまた民間活用等も検討に入れまして、前向きな方向で進んでいただきたいと思います。

また、西武の方もぜひ公共的に、またできることなら町民の方も、事業的にはすくないのですけれども、民間の病院も引き受けできるのでしたらそういう方向で進めてもらうようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後2時27分）